

# 橋本市長期総合計画 基本計画・個別計画（案）の検討

※この個別計画（案）は、現在作成中であり、  
内容等については、決定したものではありません。

平成 29 年 7 月 20 日  
政策企画室



# HASHIMOTO CITY

## 【創る】

基本目標 産業の振興と雇用を創出し定住できるまち

### 分野別政策 1

賑わいと活力を創出する地域産業づくり

#### 施策項目 1

商工業

- ①商業の活性化と暮らしやすいまちづくり
- ②新規工業誘致と地場産業の再生

#### 施策項目 2

農林業

- ①付加価値の高い農業を振興する
- ②森林資源の有効活用の推進と適切な維持管理

#### 施策項目 3

観光（観光まちづくりの推進）

### 分野別政策 2

雇用の創出と就労環境づくり

#### 施策項目 4

雇用、就労・労働環境

#### 施策項目 5

企業誘致の推進

### 分野別政策 3

充実した情報整備と魅力的なまちづくり

#### 施策項目 6

シティセールス

#### 施策項目 7

情報発信力の強化

## ①商業サービスの充実

### ■現状

- ・京奈和自動車道等の府県間連絡道路の整備により、市外大型店舗へ市民の購買力が移行していると共に、インターネットなどを活用したマーケットの多様化により、市内小売店は危機的状況にあります。
- ・地域に密着した商店は、日常生活の利便性や地域のコミュニティ機能による活性化に欠くことのできないものとなっています。
- ・本市の商業は小規模店舗が多く、厳しい環境ではありますが、観光需要の高まりやインバウンドによる海外からの観光客が増加し、地域の物産や特産物が注目されていることから、農商工連携により観光需要に対応した物産販売や商業施設の整備が求められています。

### ■今後の課題

- ・様々な商業サービスの充実が求められる中、新たな需要に対応するために商業者に対して、経営の健全化や基盤強化等の支援に取り組む必要があります。
- ・高齢社会に対応した、生活の利便性を確保出来る必要があります。
- ・駅前や商店街が衰退し、空き店舗等が増加していることから、観光需要や市民の暮らしの再生に対応した、拠点づくりが必要です。
- ・地元で商業サービスを創業・起業しやすい環境整備を充実する必要があります。
- ・観光や交流人口の増加により地域の活性化を図るために、農・商・工・観光の連携により地域の農産物や地域の特産品、体験型商品などを活かした商業サービスが提供出来る機会の充実を促していく必要があります。

### ■10年後の目指す姿

商業、サービス業の振興や新たな産業の展開を促進するとともに、若年者が身近で働くことのできる自立したまちづくりを目指します。

また、新たな創業者や事業承継者が農や観光と連携した物販・飲食などの商業サービスを展開し、一定の賑わいを取り戻している状態を目指します。

## ■ 施策の展開

① 魅力あふれる店舗・商業サービスの充実	継続、新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商店が集積している地域では、より商業機能を充実し、満足度の高い商業サービスと雇用の創出を促します。</li> <li>● 林間田園都市、橋本など通勤通学の拠点駅前地区では、通勤者にとって利便性の高い商業サービスが提供出来るように官民連携により商業機能の充実を促します。</li> <li>● 農商工観光の連携した農産物や地域の特産品、名物料理などを活かした商業サービスの充実を促します。</li> </ul>	
② まちなかでの商業環境の充実と暮らしの拠点づくり	継続、新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模小売店舗の進出については、都市計画法や大規模小売店舗立地法に基づき、周辺環境と調和する施設整備及び運営を事業者者に要請します。</li> <li>● 駅前や市内商店では、観光需要など新たな機能を取り入れて、空き家・空き店舗の利用を促し、新たな魅力を持つ拠点づくりの支援を推進します。</li> </ul>	
③ 商業サービス充実のための各種制度の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会議所・商工会と連携し、経営の基盤を強化できるよう、販売戦略、経営セミナーなどの開催を支援します。</li> <li>● 国・県や関係機関と連携を図りながらの事業者に対し、支援制度の情報を提供します。</li> </ul>	
④ 商業イベントの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商店街連合会等の実施するイベントを支援することで、顧客の開拓と顧客サービスの充実を図ります。</li> <li>● 地域の夏祭りや商工業祭りなどの支援により、新たな商業観光の需要開発を促進します。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H26)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
商業サービス従業者数（小売業・卸売業）			
年間商品販売額			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 日常品の買物は地元商店での購入に努める。
- ・ 市民ニーズに対応したサービスの提供及び情報発信に取り組む。
- ・ 事業者が連携し、魅力的な商業サービスの提供や各店舗それぞれの特徴や強みを生かす。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 創業支援事業計画

## ②工業と地場産業の振興

### ■現状

- ・本市の企業は中小規模の事業者が多く、社会経済情勢の悪化に対して直接的に影響を受けやすい状況となっており、これらに企業の経営基盤の強化が求められています。
- ・本市には、国の伝統的工芸品に指定された「紀州へら竿」や国内シェアの大半を占める「パイル織物」など、古くから受け継がれてきた地場産業があるが、後継者不足が問題となっています。また、へら竿やパイル織物は高い技術力と品質を備えた製品があるが、市外への情報発信が不十分となっています。

### ■今後の課題

- ・中小規模の事業者の経営環境の変化に対応するため、商工会議所・商工会との連携のもと経営の健全化や基盤強化充実等の支援に取り組む必要があります。
- ・地場産業の後継者の育成や優れた技術の継承とともに、経営の健全化や基盤強化などの支援に取り組む必要があります。
- ・本市の特産品を全国・海外へと情報発信し、「はしもとブランド」として知名度を上げるとともに、新しい商品の創出や既存の商品の付加価値の向上を図る必要があります。

### ■10年後の目指す姿

- ・新規工業団地が造成され企業立地が進み、工業の振興による他産業への波及効果が生まれ、地元での一定の雇用創出が期待できるような状況となっています。
- ・へら竿やパイル織物などの伝統産業が継承・発展していくために、後継者の育成や技術の高付加価値化が行われている状況となっています。
- ・市内の地場産品・特産品や開発された新商品が、「はしもとブランド」として国内外に広く支持・認知される状況となっています。

## ■ 施策の展開

①工業の振興	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種セミナーの実施による後継者・経営者の経営能力の向上を図るとともに、後継者育成支援制度の活用など継続的な人材育成等の支援に努めます。</li> <li>●市内企業の工場新設などによる事業規模の拡大に対して、各種優遇制度を活用し支援します。</li> </ul>	
②地場産業の経営基盤の強化	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業の経営安定と設備の近代化に必要な資金需要がますます見込まれるため、各種融資・助成制度の周知とともに、低利融資事業の拡大等を国、県などに要請します。</li> <li>●商工会議所・商工会等と連携しながら、経営指導診断体制の確立を図り、経営指導の強化、情報提供等により経営の合理化、効率化を促進する。また、研修事業を通じて事業者と後継者の指導・育成支援を図ります。</li> <li>●各種展示会・見本市等への参加を支援し、地場産業等のPR活動の充実に努めます。</li> <li>●地場産業の後継者育成学校の開校や、体験・学習メニューの開発・実施に取り組みます。</li> </ul>	
③はしもと製品のブランド化の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内及び海外の各種展示会・見本市等への参加を支援し、地場産業等のPR活動に努めます。</li> <li>●ふるさと橋本応援寄付金を活用した地域製品の生産量や販路の拡大に努めます。</li> <li>●ブランドアドバイザーを招いた講習会開催や新商品開発支援等により、事業者・生産者を支援します。</li> <li>●大学等との連携や地域密着型イベントの開催により、経営能力の向上、人材育成を図ります。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
伝統的工芸品職人(へら竿)			
新商品開発(サポート)件数			
ふるさと納税寄附金額の増加			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・地元の新規就業者や中途就業者の雇用創出に努める。
- ・創意工夫により経営基盤の安定・強化、経営の革新に取り組むよう努める。

## ■ 関連する個別計画

- ◆
- ◆

**①付加価値の高い農業を振興する****■現状**

- ・農業は食料の供給と併せて、その活動を通じ、国土の保全、自然環境の維持、地球温暖化防止への貢献、憩いとうるおいの場の提供などの役割を担っているが、耕作者の高齢化や後継者の不在に加え、収益が不安定である農林業に対する魅力が低い等の理由により離農者が増えており、中山間地では、集落機能や地域資源にも影響が生じています。また柿や米の価格低下や自然災害や獣害によって農業経営が成り立たず、耕作放棄される農地も増加しています。
- ・市の農林水産物の魅力や価値が、市外に十分伝わっておらず、また食の安全、地産地消の取組みの周知も十分ではありません。

**■今後の課題**

- ・農泊、農家民泊や観光、体験農園など多様な取組みを進めることに加え、新たな農産物の産地化や地の利を活かした商標による農作物のブランド化や販路開拓・強化などによって農業収入の向上を図り、農業に従事することの魅力向上や、担い手の確保に取組む必要があります。
- ・農業の次世代を担う認定農業者の増員や、農業経営の基盤強化など生産体制の充実を図る必要があります。
- ・増加し続ける耕作放棄地対策や鳥獣対策が必要です。
- ・市の農林水産物の明確な差別化と一貫した情報発信を推進し、海外を含めた販路を見据えた「売れる商品」の開発支援に取組むなど、意欲ある農家が儲けることの出来る農業の確立が必要です。
- ・既存の直売施設のPRや地元農産物の学校給食などへの利用など、地産地消の更なる推進が必要です。
- ・有機栽培や低農薬、無農薬栽培の農産物に対する価値も高まっている昨今、慣行農法を正しく理解した上で、これらの農業を消費者に対してPRすることが必要です。

**■10年後の目指す姿**

- ・農家の平均所得が向上しています。
- ・担い手が十分確保されており、女性や高齢者を含め経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者が活躍できています。
- ・休耕地や耕作放棄地の増加を抑制しています。
- ・本市の農林水産物が「はしもとブランド」として広く支持・認知されています。
- ・食の安心・安全や地産地消に対する市民の認知が十分あります。

## ■ 施策の展開

①魅力ある農業の振興	継続・新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●優良な農畜産物を国内外への効果的なPRを実施することや有効な新規農産物の産地化に取り組み、橋本ブランドの振興を図ります。</li> <li>●農家所得の向上に努めます。</li> <li>●ふるさと橋本応援寄附金を活用した地域産品のPRを行います。</li> </ul>	
②生産基盤の整備の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●作付けにあたっては、需要動向の徹底した把握と、災害や病気に強い品種、低コスト化が図れる品種の導入を促進します。</li> <li>●農地中間管理機構を積極的に活用し農地の集積に努めます。</li> </ul>	
③農村環境の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池の適切な維持・管理などを促進します。</li> </ul>	
④担い手の確保と育成	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●就農支援サイトの構築や就農相談の実施による担い手を確保します。</li> <li>●県、市など関係機関が連携した営農指導による新規就農者を育成します。</li> <li>●農作物の栽培講習会などによる農業に対する興味の醸成を図ります。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
農家の平均所得			
新規就農者			
ふるさと納税の増収			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・消費者としてどのような農作物を望むのか情報提供を行う。
- ・地元の新規就農者や中途就業者の雇用創出に努める。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本農業振興地域整備計画書
- ◆ 橋本市食育推進計画

**②森林資源の有効活用の推進と適切な維持管理****■現状**

林業は木材をはじめとする林産物の供給と併せて、その活動を通じ国土の保全や水源のかん養などの多様な役割を担っていますが、年々林業経営は厳しさを増しており、その安定化や後継者の育成、森林の適正管理が必要となっています。

**■今後の課題**

- ・公共建築物では、積極的に木材の使用を促すなど木材の需要拡大が課題です。
- ・橋本市民の森や山村体験交流促進センターなど森林とのふれあいの場として維持しつつ、地域との協働による管理など効率的な運営が課題です。

**■10年後の目指す姿**

- ・国土の保全、水源のかん養、保養休養や教育の場などの役割が保たれている。
- ・適正な森林の保全がなされている。
- ・多様な担い手が確保されており、地域資源を活かした持続性のある農林業が展開されている。

## ■ 施策の展開

① 林業基盤の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 林業の生産性の向上を図るため、森林管理や林業経営の基幹となる林道の適切な維持・管理を推進します。</li> <li>● 森林組合と連携をとり、後継者の育成・確保に努めます。</li> </ul>	
② 森林資源の利活用の推進と適切な維持管理	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 橋本市森林整備計画に基づき、森林の適切な管理と林業の振興に努めます。</li> <li>● 森林組合との連携により、間伐材の利用を促します。</li> </ul>	
③ 森林機能の保全と多目的な利用促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「紀の国森づくり基金」等を活用した森林環境の保全をはじめ、橋本市民の森や山村体験交流促進センターなど森林とふれあいの場を活用した森林の重要性の普及・啓発、体験などをすすめます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
山村体験交流イベント参加者数			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 地場産材の利用に努める。
- ・ 市民の森など森の必要性を学び、林業への理解を深める。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市森林整備計画
- ◆

## ■現状

- ・本市の観光施策はイベントなどの一過性の集客策が多く、地域の特性や資源を十分活かした魅力ある観光地づくりが進められていません。
- ・2016年10月に「紀伊山地の霊場と参詣道」の一つである、高野参詣道「黒河道」が世界遺産に登録されたことをうけ、PRのためイベント実施や受入れ対策として案内看板の整備等を行っていますが、駐車場、トイレ、道路からの案内看板などの整備も必要となっています。
- ・情報発信として、市・県・観光協会・協議会のHP、道の駅でのパンフレット設置や様々なイベントで観光PRを行っていますが、集客効果が十分とは言えないのが現状です。

## ■今後の課題

- ・団体旅行から個人旅行に観光の形態が変化するなかで、観光客のニーズが高い地域資源を活用した体験型観光を構築し、近隣の市町と一体的に地域の魅力を情報発信することにより集客を図るとともに、地域内での観光消費額を増加させる仕組みづくりが必要です。
- ・全国的に年々増加する外国人旅行者の受入れ体制を整備（インターネット環境、多言語表示、観光案内サービス等）し、市内全体での受入態勢の整備が必要です。
- ・世界遺産登録を機に、住民の観光に対する意識向上や観光ガイドのスキルアップのための研修などの取り組みが必要です。
- ・特色ある効果的なPR戦略（鉄道会社との等連携等）、情報発信システムの強化が必要です。
- ・本市の豊かな自然、歴史文化などを活かした観光商品のメニューを充実させるため、地域の観光関係者や地元住民などからの情報提供と連携する体制づくりが必要です。

## ■10年後の目指す姿

東西・南北の街道の結節点としてのポジションを復活させ、古えでは黒河道や高野街道、伊勢街道、新しくは京奈和自動車道、国道371号を行き交って、国内外から観光客を呼び込み、高野山麓で育まれた、特色ある農商工文化（農業体験・美食、多彩な物産、伝統的工芸品）を満喫できる橋本市を目指す。また、地域に合った観光地づくりとして、地域住民、観光関係団体等と連携することで、地域活性化に繋がるよう「おもてなしの心」で橋本市を訪れる人々に満足していただける観光のまちづくりを目指します。

## ■ 施策の展開

①観光資源の活用	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●交流人口の拡大を図るため、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一つである、高野参詣道「黒河道」をはじめ、各地域の文化遺産や観光資源を生かした、テーマ性・ストーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートを構築します。</li> <li>●JA や農業生産団体などと連携して、食の体験メニューの充実を図るとともに、既存のレクリエーション施設を活用し、民間事業所や観光団体、商工会議所・商工会などと協力した各種イベントの充実を図ります。</li> </ul>	
②観光客の受入れ体制の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●インバウンド振興として、訪日外国人観光客に対する多言語案内表示や HP、フリーwi-fi など受入れ促進に向けた取り組みとして環境の整備を推進します。</li> <li>●各地域に点在する観光資源の魅力強化を図るための整備として、橋本駅前のはしもと広域観光所や地元住民・観光ボランティアガイド等と連携して情報収集を行うための体制づくりを促します。</li> </ul>	
③観光プロモーションの推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光客の利便性向上のため、ターゲットを明確にし、様々なメディアなどを活用したプロモーションや魅力発信を行います。</li> </ul>	
④観光交流型の商業サービスの構築	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統産業や農業などの体験型旅行商品を作成します。</li> <li>●DMO での旅行商品の販売及び観光プロモーションを強化します。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
観光客入込数			
一人あたり旅行消費額			
延べ宿泊者数			
来訪者満足度			
リピーター率			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・おもてなしの心（ホスピタリティ）で観光客を迎える。
- ・身近な地域資源（世界遺産、歴史、自然等）に関心を持ち、SNS 等を活用して市内外に対して情報発信を行う。
- ・受入れ環境の整備を行いやすいように、市民や地元団体・事業者等の交流の場や研修などを活発に行う。
- ・地域イベントにボランティアで参加してもらう体制づくりに努める。

## ■ 関連する個別計画



**■現状**

- ・本市を含むハローワーク橋本管内での正社員有効求人倍率は全国値より低くなっています。
- ・本市の創業比率は 2014(平成 26)年度で 4.4%と全国平均(6.3%)を下回っています。
- ・本市ホームページ上でハローワークフレッシュ求人仅提供信息を提供しています。

**■今後の課題**

- ・新規企業誘致用地の整備を進めるとともに、就労ニーズのある企業(職場)の誘致を促進し、地域の雇用創出を図っていく必要があります。
- ・効果的な求職情報の提供を図っていく必要があります。
- ・事業者が求める人材育成と若年層の求職ニーズを把握する必要があります。

**■10年後の目指す姿**

商工業の振興による他産業への波及効果が生まれ、若年者の就職など地元での一定の雇用創出が期待できるような状況を目指します。

## ■ 施策の展開

①就労の場づくりの推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業誘致の推進を図り、新しい雇用の場の創出を促進します。</li> <li>●既存産業の活性化による雇用の場の確保を図ります。</li> </ul>	
②就労環境の改善	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働環境向上のため、多様な働き方を支援する法律や制度内容等の周知・啓発に努めます。</li> <li>●求人情報などの情報提供を行います。（ホームページなどでの地元事業者の求人情報）</li> <li>●各種助成制度などの情報を収集、地元事業者へ提供するとともに活用を促進し、就業環境の改善に努めます。</li> </ul>	
③創業・起業環境の整備促進	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市、商工会議所並びに商工会に創業相談窓口の設置し、事業支援を行います。</li> <li>●商工会議所及び商工会と連携し創業セミナーを開催します。</li> <li>●小規模事業者に対し、創業・起業経費の一部補助を行います。</li> <li>●県の融資制度の活用や創業資金利子補給等の支援を行います。</li> </ul>	
④就労に関連する各種機関との連携の強化	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワークなどと連携し、就労ニーズや雇用状況を把握し、年齢や適性・能力に応じた就業機会が提供されるように努めます。</li> <li>●企業に対し障がい者の雇用促進を要請します。</li> <li>●ハローワークなどと連携した就職フェアを開催し、市内雇用に努めます。</li> <li>●ハローワーク及び高等学校と連携を図り、新規就業者や中途就業者の雇用を促進します。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値	中間値 (H33)	目標値 (H39)
市内就業率(市内就業者数/就業者総数) 資料：H22 国勢調査、常住地による15歳以上就業者数			
創業比率(H24～26)			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・市民：ハローワークなどでの積極的な求職活動
- ・事業者：市民および市への求人情報の提供

## ■ 関連する個別計画



**■現状**

市北東部の「紀北橋本エコヒルズ」等、市内では12年間で28社の企業が新たに操業しています。また、その東部では新たに約140haの工業団地開発事業が計画され、平成28年度より環境影響評価に本格的に取り組みはじめており、京奈和自動車道の開通など広域幹線道路のネットワークによる交通アクセスの向上など、工業立地条件が整ってきたことから、今後さらに新たな企業誘致の促進が期待されています。

**■今後の課題**

- ・新規工業団地の整備の促進を図ると共に、技術力や付加価値の高い製造業や物流業の誘致を促進し、地域産業の活性化を推進する必要があります。
- ・製造業の誘致だけでなく、IT関連企業等のソフト産業の誘致を促進し、地域産業の活性化を推進する必要があります。

**■10年後の目指す姿**

新規工業団地への企業立地及びIT関連企業等のソフト産業の誘致が進み、商工業の振興による他産業への波及効果が生まれ、地元での一定の雇用創出が期待できるような状況を目指します。

## ■ 施策の展開

①企業用地等基盤整備の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●（仮称）あやの台北部用地への新規工業団地の整備促進と企業誘致の推進を図ります。</li> <li>●大規模未利用地についても、企業用地としての誘導を図ります。</li> <li>●新規工業団地では、環境に配慮した工業拠点の形成を目指します。</li> </ul>	
②工場・運輸流通業誘致活動の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京奈和自動車道など道路のネットワークの利便性を活かした工場と運輸流通業の相乗効果を目指した工業拠点の形成を目指します。</li> <li>●</li> </ul>	
③ソフト産業やサービス産業誘致の促進	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●IT関連企業等のソフト産業の誘致を促進します。</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	
④関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワーク及び高等学校と連携を図り、新規就業者や中途就業者の雇用を促進します。</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
誘致企業従業員数			
誘致企業件数			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・地元の新規就業者や中途就業者の雇用創出に努める。

## ■ 関連する個別計画

- ◆
- ◆

## ■現状

- ・橋本市の人口は平成11年をピークに人口減少が進み、転出超過が続いています。
- ・橋本市の全国的な認知度が低く、イメージやブランドが確立されていません。
- ・橋本市に住み続けたいと考える市民が77%を占めているものの、20代では66%と定住意向が低くなっています。（平成24年度実施 まちづくりのための市民アンケート調査）
- ・SNS等が普及することで情報入手の経路などが多様化しており、既存の媒体での情報発信も限界があります。

## ■今後の課題

- ・市への転入を促進するとともに転出を抑制する取組みを進めていく必要があります。
- ・市外から人や企業を呼び込むため、橋本市の特色や魅力を伝え、認知度やイメージの向上を図る取組みが必要です。
- ・市の魅力を効果的に発信するため、広報紙、市ホームページだけでなく、SNSの活用といった市民の趣向やICTの発展に応じた情報発信が求められています。
- ・市民等が地域の魅力を再認識するとともに、愛着や誇り（シビックプライド）の醸成を図る必要があります。
- ・人口減少、少子高齢化による地域産業の担い手不足や空き家の増加などの地域課題に対し、移住推進による地域と移住者のマッチングが求められています。

## ■10年後の目指す姿

市民が地域に愛着や誇りをもち、自らが橋本市に定住、またはUターンするとともに、市外に市の魅力を発信する意識が向上している。また、全国的に橋本市が認知され、暮らしや、地場産品、観光、企業、人などの資源に対する価値が付加されている。これらにより、定住人口や交流人口が拡大する魅力と活力がある橋本を目指します。

## ■ 施策の展開

①シティセールスの推進	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●シティセールスを進めるため、伝えたいメッセージを明確にした上で、統一した方向性のもと情報発信を行うとともに、ターゲットにより発信の手法を変えるなど戦略的な情報発信を行います。</li> <li>●シティセールスの目的や方向性を市民や企業、民間事業者、団体、大学、行政が共有し、継続性・統一性のある取組みを進め、市の魅力を再認識し磨き上げるとともに、市外に対し橋本の魅力を伝えます。（市民参加型事業の推進）</li> </ul>	
②移住定住の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本暮らしのイメージや魅力を全国に向けて発信するとともに、ワンストップでの移住相談や地域と協力した移住・定住支援の取組みを推進します。</li> <li>●移住・定住促進のため、住宅支援や空き家の利活用を促進し、移住定住促進を図ります。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
住み続けたいと思う市民の割合			
社会動体の転入者／転出者の率			
移住特設サイトアクセス数			
移住相談件数			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・橋本市に対して愛着や誇りを持ち、市外に対して情報発信を行う。
- ・家族の同居や近居、空き家活用、子育て世代の支援を行うなど、若者が住みやすいまちづくりを行う。
- ・移住者などに対し、地域への受入れ体制を整えるとともに、地域情報や交流できる場の提供に努める。

## ■ 関連する個別計画

- ◆橋本市シティセールス基本方針

## ■現状

- ・市民に行政情報を「広く知らせる義務がある」という考え方から、広報の多くは市民に対し一方的な形で情報を発信しています。
- ・インターネットを活用し、ホームページや、フェイスブック、ツイッターなどSNSを利用した情報発信を行なっていますが、アクセシビリティの改善や、発信内容の精度・見た目の向上を図る余地が多くあると考えます。また、SNSには取り組んでいる方法以外にも多くの種類があり、アプリによる情報発信方法などの手段も広く普及し始めています。
- ・動画による情報発信・魅力発信に取り組まなければならないが、その数や分野も十分にできている現状にはありません。
- ・より市民に理解してもらい、市政に興味をもってもらうためには、市民目線での情報内容を発信する必要があり、さらなる市民参画が必要です。

## ■今後の課題

- ・行政と市民の情報共有、コミュニケーションを通して、市民のニーズや関心事を把握した上で、「市民が十分に理解できる」ことに重点を置き、一方的に伝える広報から「伝わる広報」への改革が必要です。
- ・情報を作成する際に、どうすればより情報が伝わるのかアクセシビリティ改善に努めるなど情報を受ける立場に立った情報作成が求められます。発信する手段も多種多様であるため、伝えたい層に伝わりやすい手段を用意し、メディアミックスなどの手法を用い情報発信を行なう必要があります。
- ・動画による情報発信は、より多くの情報をより短時間で伝えることができる点や文字や画像に増してより伝わる情報発信ができることから、今後は動画を活用した情報発信・魅力発信を充実していく必要があります。
- ・市民目線での記事や動画、その他のコンテンツの作成による魅力発信のため、市民参画がより一層必要となります。

## ■10年後の目指す姿

人口減少と少子高齢化の中で、地域間・自治体間競争に勝ち抜くためには、行政だけがまちづくりに取り組むのではなく市民と協働してまちづくりを進めることが必要となっており、そのために「市民との協働につながる広報活動の充実」が図られています。

## ■ 施策の展開

① 広報・広聴活動の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「広報はしもと」は、必要不可欠な情報はもちろんのこと、重要な施策については、深く掘りさげ、きめ細やかに伝える。市民ニーズ、関心事に応じたテーマについても発信するなど充実を図ります。</li> <li>● インターネットを活用し、従来のホームページのページ掲載内容はもちろん、動画による配信も含めた情報発信の充実を図る。また、ホームページのほか、フェイスブックやツイッターといったSNSを利用して市民に情報を発信します。</li> <li>● マスメディアを通じた広報は、メリットが多くあるため、マスメディアに取り上げてもらえるようなアピール度の高いタイムリーな情報を積極的に提供するとともに、その資料についても、要点を押さえた視覚効果の高い資料作成を行います。</li> <li>● 「市長への手紙」を始めとする広聴活動を引き続き実施し、新たな市政モニター制度を活用し、広聴活動の充実を図ります。</li> </ul>	
② 魅力情報発信の強化	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民ニーズや関心事の把握や分析を行うなどし、現在取り組んでいる広報紙、ホームページなどの情報発信内容をさらに充実させるとともに、市民協働による橋本ならではの特色のある情報発信を行います。</li> <li>● 「橋本」の知名度やイメージの向上を図るためには、視覚や聴覚などに訴える印象度の高いアピールが重要。そのため、「橋本市シティセールス基本方針」に基づき、「橋本」らしさを表現する統一した戦略を展開します。</li> </ul>	
③ 情報発信に関する人材育成及び民間活力の導入	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員一人ひとりが広報パーソンである自覚を持つように、広報全般に関する意識の高揚と、広報を行う上で必要となる技術力向上のための職員研修を実施し、「広報力」の向上を図ります。</li> <li>● 広報紙の記事や魅力発信のコンテンツ作成の際には、市民参加型により、市民目線の成果物となるように取り組みます。</li> <li>● SNSなどの普及により、市民が発信する情報の影響力が大きくなる中、市民はまちをPRする重要な担い手になっている。このため、市民に向けた情報発信を強化し、市民からも情報を発信できるように取り組みます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
市ホームページ等（SNSを含む）年間閲覧数			
「広報はしもと」市民満足度			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

市民などが主体的に制作した動画等によるPRは、まちの魅力の発信とその拡散に大きな期待が持てるため、今後一層、市民などとの協働による取組みを進めていきます。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市広報戦略基本方針



# HASHIMOTO CITY

## 【守る】

### 基本目標 安心・安全な暮らしを支えるまち

#### 分野別政策 1

安心・安全な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり

施策項目 8

危機管理・災害対策

施策項目 12

地域公共交通網

施策項目 9

消防・救急・救助体制

施策項目 13

土地利用・市街地整備

施策項目 10

防犯対策・交通安全

施策項目 14

道路整備

施策項目 11

消費生活

施策項目 15

上下水道

#### 分野別政策 2

豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり

施策項目 16

自然環境

施策項目 19

魅力的な景観の保全・創造

施策項目 17

循環型社会づくり

施策項目 20

住宅環境

施策項目 18

環境衛生の充実

施策項目 21

公園・緑地

#### 分野別政策 3

住み慣れた地域で安心して住み続けられる持続可能な仕組みづくり

施策項目 22

健康づくりの推進  
と医療体制

施策項目 25

高齢福祉

施策項目 23

社会保障制度

施策項目 26

障がい福祉

施策項目 24

地域福祉

**■現状**

- ・市民の生命や財産に被害を及ぼす、風水害、土砂災害、地震などの自然災害をはじめ、テロや武力攻撃、大規模事故、さまざまな感染症によるパンデミックなどの危機事象が多様化しています。このため市の危機管理対応力の向上が喫緊の課題であるとともに、地域防災計画に基づき災害予防対策を進め、また業務継続計画（BCP）を適時修正するなど防災・危機管理体制の強化が求められています。
- ・市民一人ひとりが防災意識を向上させると共に、地域における防災力強化のために自主防災会の結成率向上と活動の充実強化や避難行動要支援者支援制度の定着化が重要になります。
- ・農業用ため池が自然災害等の被害を受けた場合に備え、ため池ハザードマップを作成するなど防災意識の向上を図っているが、危険度の高いため池の改修が進んでいません。

**■今後の課題**

地震・風水害・土砂災害等の災害による被害を最小限に抑えるためには、建物の安全性の確保や災害の未然防止策を講じるなど、災害に強いまちづくりの推進が求められます。

こうしたなか、本市においては、森林や農地の保全、ため池の改修、防災事業など各種災害の備えを日頃から計画的に進めるとともに、防災訓練などを通じて市民の防災意識の高揚や災害時における応急体制の整備に取り組む必要があります。

**■10年後の目指す姿**

市民の命を守るため、あらゆる危機事象に対して、市民・関係団体・行政などが連携し、危機管理体制が組織的で迅速かつ的確に確立できる体制を整えることを目指す。

さらに、市民一人ひとりに対し、「自分の命は自分で守る」という意識をもつための啓発を進めることにより、安全・安心を確保し、被害を最小に抑えることができるように災害対応力の向上を目指します。

## ■ 施策の展開

①災害予防対策の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「橋本市地域防災計画」に基づき、防災訓練等実施します。</li> <li>● 避難行動要支援者など情報共有を図るとともに、救助・避難方法の確認、体制づくりに努めます。</li> <li>● 防災に関する講演会の開催、ハザードマップ等の活用を通じて、市民の防災意識と防災に対する知識の高揚に努めます。</li> </ul>	
②防災組織の強化	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会の育成及び充実及び自主防災組織連絡協議会との連携を強化します。</li> <li>● 近隣自治体や県外自治体との相互応援協定の締結に基づき相互の連携強化を進めるとともに、災害時の応援受け入れ体制の整備を進めます。</li> <li>● 事業者との災害時応援協定を拡充します。</li> </ul>	
③災害応急対策の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時における情報収集・発信体制の構築、災害対策の拠点となる施設の耐震化、防災倉庫への食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の充実及び避難所への災害用資機材等の備蓄といった取り組みにより、災害時応急体制の確立を図ります。</li> <li>● 災害時の道路をはじめとしたインフラの応急復旧や応急生活物資の調達等については、災害時の協定を基に、より一層の連携強化を図ります。</li> <li>● 「橋本市国民保護計画」に基づき、無差別テロや武力攻撃など、本市が経験したことのない事象に対して、警察機関、国・県などと連携した訓練の実施などにより、対応力を高めます。</li> </ul>	
④土砂災害・水害対策の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林、農地等の持つ防災機能を活かすため、自然環境の保全に努めるとともに、中小河川・用排水路・ため池等の改修や治山・治水事業の促進により、浸水・冠水・土砂災害の事前防止に努めます。</li> <li>● 県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査が終了した地域より、警戒区域・特別警戒区域の指定をおこない、避難体制等の整備を実施します。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
橋本市自主防災会組織率			
土砂災害警戒区域指定進捗率			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

橋本市自主防災組織連絡協議会と連携し、各自主防災会の活動が活発になるように啓発・研修などをおこないます。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市地域防災計画
- ◆ 橋本市国民保護計画

**■現状**

- ・近年、地震や異常気象等による自然災害の懸念が高まっており、万全な消防体制で対応する必要があります。
- ・消防団は地域コミュニティにおける防災リーダーとしての役割も果たしていますが、少子高齢化及び被用者の増加に伴い、団員の高齢化や団員不足が進んでいます。
- ・救急需要が年々増大している中、救急医療体制の強化のため、救急救命士の養成が必要不可欠です。
- ・救助活動の現場は、市民の生活様式の変化等により、災害や事故の様相が複雑多様化しています。
- ・住宅用火災警報器の本市における設置率向上への取り組みや、不特定多数の者が出入する防火対象物に対する防火管理及び消防用設備の維持管理を指導しています。
- ・危険物施設における事故は、地域に与える影響が極めて大きいため、保安管理の徹底が必要である。

**■今後の課題**

- ・消防車両・資機材などの整備・高度化や、消防団員の確保に努め、関係機関との連携強化を図る体制づくりが必要である。
- ・傷病者の救命向上には、増大する救急需要を踏まえ、救急救命士・救急隊員の育成・研修を行い、救命処置の高度化を図る。また、複雑多様化する災害・事故等に迅速、的確に対応するため、訓練の実施や、新たな知識・技術の習得、最新救助資機材の整備などを推進する必要があります。
- ・住宅用火災警報器の設置および交換推奨時期を迎えた既設器具の交換の推進について、広報する必要があります。
- ・防火対象物について、点検の実施・報告を徹底させることが必要である。
- ・企業誘致による危険物施設の増加が見込まれるため、危険物施設の災害の発生危険を排除することが重要となります。

**■10年後の目指す姿**

各種災害時の初動体制の充実を図るため、人員の増強、消防車両や資機材の整備を進め、通信指令体制の充実を図り、多様化する事故・災害・火災等から市民の生命、身体及び財産を守る体制を確立します。

## ■ 施策の展開

①消防体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防力の整備指針に基づき、車両、装備、資機材、通信等の消防設備や消防水利の計画的な更新整備を行います。</li> <li>● 各分野の高度で専門的な知識・技術の習得及び各種訓練に計画的に取り組むとともに、各種資格や免許の取得を促進します。</li> <li>● 国、県、消防機関及び緊急消防援助隊との連携強化を図ります。</li> <li>● 広く市民に消防団活動の重要性を訴え、入団を促進するとともに消防団施設、消防団活動に必要な資機材等の整備を進めます。</li> </ul>	
②救急救助体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急需要が増大している中、搬送患者の多くが軽症であることから、あらゆる機会を捉え、住民に対して救急車適正利用を啓発し、重症者への迅速な対応を図るための体制を構築します。</li> <li>● 他関係機関との連携（警察、医療機関、福祉、民間等）との連携を図ります。</li> <li>● 搬送困難事例（精神疾患関係）に対する効果的な取り組みを図ります。</li> <li>● 指導救命士を中心とした救急隊員の教育指導体制を構築し、活動基準のプロトコールに準拠した質の高い救急活動を担保するとともに救急活動の標準化を図ります。</li> <li>● 各種災害現場において安全・適正に活用できる車両、資機材の計画的な更新整備を図ります。</li> </ul>	
③火災予防啓発の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防火訪問による住宅用火災警報器の広報及び周知します。</li> <li>● コミュニティバス・消防車等によるマグネットシート等による広報活動を行います。</li> <li>● 防火対象物・危険物施設の適正な管理と防火意識の向上に努めます。</li> <li>● 消防用設備及び防火対象物の点検を行います。</li> <li>● 危険物保安検査を適正に実施します。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
化学車の配備			
軽四救急車配備			
救命講習修了者の人口に占める割合			
住宅用火災警報器設置率			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 消防団、自主防災組織等の活動に積極的に参加し、訓練等を通じ、防災・救助の知識や技術の習得に努める。
- ・ 事業者は、消防団協力事業所の認定を受けるよう努めましょう。また地域消防団に対して積極的に協力する。
- ・ 防火意識を持ち、防火・消防用設備等の維持管理に努める。

## ■ 関連する個別計画



## ■現状

- ・通学児童等の交通安全の確保の観点より市交通指導員をはじめ市民ボランティア等の早朝啓発や見守り活動等を実施しているが、交通量の増加等により配置ができていないところも多くあり、人員確保と適正配置が必要である。また、交通指導員の活動は早朝や平日の活動が多く、適任者の確保が困難であるとともに、交通指導員の高齢化が進んでいます。
- ・市民の高齢化が進むなか、高齢者に関する交通事故等の割合が増加傾向にあります。
- ・市地域安全推進員会・警察等関係団体が連携し、啓発活動等を通じ犯罪、事故及び災害のない社会の実現をめざしており、地域安全推進員は、「自主的な地域安全活動を強化し、犯罪、事故及び災害のない安全で住みよい地域社会を実現する」ための活動を目的としているが、ボランティア活動であるため職務上特別な権限等が付されておらず、地域活動において対応に苦慮するとの意見が多い。
- ・近年の高齢者を対象とした特殊詐欺（オレオレ詐欺、振込め詐欺等）が多発している。少しでも詐欺に遭わないための対策が必要である。

## ■今後の課題

- ・啓発活動等により交通事故発生件数等は年々減少傾向にあるが、引き続き各団体等との連携を図りながら啓発活動に取り組む必要があります。
- ・人材確保が困難な状況である交通指導員について、各区・自治会長に推薦いただいているが、今後は区長等の推薦とともにあらゆる人的ネットワークにより人材の確保を図る必要があります。
- ・市民の高齢化が進むなか、高齢者の事故防止対策等を積極的に取り組む必要がある。高齢者ドライバーの事故防止対策として、免許更新時の認知機能検査等により、免許更新が好ましくないと認める場合、免許証の不交付などの対策を行っている。また、運転免許証の返納の推進を行っているが、高齢者の住環境等により車（運転免許証）がなければ生活（買物や通院等）ができない場合も多く、車（運転免許証）がなくても生活できる環境づくりも今後の大きな課題となっています。
- ・啓発活動等を通じ犯罪件数等は減少傾向にあるが、引き続き各団体や各地域安全推進員間で連携を図りながら啓発活動等に取り組む必要があります。
- ・市民の高齢化が進むなか、高齢者に関連した犯罪等の割合が増加しており、マナーアップ啓発活動とともに、高齢者を対象にした講習会等の実施を積極的に行う必要があります。

## ■10年後の目指す姿

市民が安心して暮らすため、市交通指導員会・警察等関係団体・市地域安全推進員会との連携により、交通事故・犯罪のない明るい社会の実現をめざします。

## ■ 施策の展開

①各種交通安全運動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国交通安全（春・秋）運動期間の街頭啓発活動の実施</li> <li>●わかやま（夏・冬）交通安全運動期間の街頭啓発活動の実施</li> <li>●県下一斉交通安全指導の日の運動実施</li> <li>●全国統一交通安全ゼロを目指す日の運動実施</li> </ul>	
②交通安全の啓発と交通法規の遵守	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●通園通学路における早朝街頭指導の実施（毎月1日・15日）</li> <li>●幼稚園小学校園児児童を対象とした歩行指導の実施（毎年4～5月）</li> </ul>	
③地域ぐるみの防犯活動の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域安全推進員を中心とした地域防犯活動の実施を行います。</li> <li>●区・自治会等が中心となり関係機関・団体等と連携し地域防犯パトロール、防犯指導、講習会等を実施します。</li> <li>●高齢者等を対象とした特所詐欺に遭わないための高齢者教室等を実施します。</li> </ul>	
④啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が多く集まる駅や施設、イベント等においてマナーアップ啓発活動を実施し、防犯意識の高揚を図ります。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
市内の交通事故発生件数			
市内の犯罪件数			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・市交通指導員会・警察等関係団体及び市民ボランティアが連携し、交通安全運動の啓発活動等を通じ交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない明るい社会の実現をめざす。
- ・幼稚園、小学校低学年児童等への交通安全教育の推進を図る。
- ・高齢ドライバー対策の推進や高齢者を対象とした安全教室等を実施し交通安全の推進を図る。
- ・市地域安全推進員会・警察等関係団体が連携し、啓発活動等を通じ犯罪をなくする意識の高揚を図り、明るく住みよい社会の実現をめざす。
- ・高齢者等を対象とした消費生活出前講座や特殊詐欺被害防止アドバイザー等を活用し、特殊詐欺に遭わないため運動を推進する。
- ・地域内の関わりを保ちながら、地域は地域で守る意識の共有をはかり犯罪等を未然に防ぐ取組みを推進する。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 第10次橋本市交通安全計画

**■現状**

- ・インターネットの普及、人々のライフスタイルの多様化、規制緩和に伴う法律や制度の変更等、消費者を取り巻く環境が日々変化している中、消費生活の中での様々な社会問題が生じています。
- ・消費者トラブルに遭った時、遭いそうになった時などは、本人や周囲の人が相談窓口へ速やかにつながることで、消費者被害の早期解決につながります。このことを消費者自身が自覚する必要がありますがまだまだ不十分といえます。
- ・加齢や病気、障害等で判断能力が低下している人の生命や財産を守るための仕組みが必要である。
- ・家庭におけるインターネット環境の充実に伴い、電話やインターネットに起因する相談が増加しています。また、若年齢の消費者トラブルが増えてきています。
- ・いつ、どこで、何が原因で起こりうるかあらかじめ予想できない消費者トラブルに遭った場合、当事者である消費者が解決する必要がありますが、事業者との間に存在する格差（情報量、交渉力）は、情報化社会の発展とともに縮まりつつあるとはいえ、まだまだ大きいと言えます。また、消費生活相談は内容が多岐にわたるため消費生活相談員が担う役割が重要となります。

**■今後の課題**

- ・様々な情報媒体を活用し、タイムリーな注意喚起に取り組む必要があります。多様な年代の人達に、年齢に応じた消費者教育の場の提供が求められています。
- ・知的好奇心が強く、社会悪に対する正義感が強い方々に、身近な人の見守り活動に取り組める環境整備が必要です。そのための人材育成を実施し、関係部署等と連携を図れる体制整備と見守り活動の支援が必須です。
- ・同種の消費者被害を出さないためにも、消費生活相談に寄せられた情報を分析し、啓発、注意喚起に活かすことが大切です。また、発信した情報を必要な人に届けられる仕組みを考えねばなりません。
- ・消費生活センターの役割周知を積極的に行ない、身近な相談窓口として市民にとって当たり前の機関となる必要があります。安定した信頼できる相談体制の維持が必須です。

**■10年後の目指す姿**

消費生活センターが消費者教育の拠点として、多様な立場の人達への消費生活のアドバイス、コーディネート、支援を行ないます。また、消費生活相談体制が充実することで消費者被害の救済、未然防止、拡大防止を図ることにより、消費者被害のない安心・安全な市民生活が実現されています。

## ■ 施策の展開

①消費者問題への対応の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活教養講座等により様々な消費者力向上のための学習の機会の提供を行ないます。</li> <li>●広報紙等を活用し、積極的に情報発信を行ないます。</li> <li>●消費者被害や製品事故情報等の情報収集に努めます。</li> <li>●判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐために、関係者等との連携を進めます。</li> </ul>	
②消費者の自主的活動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域コミュニティの場に出向き、出前講座を実施することで、見守られる人、見守る人の消費生活への関心を高めます。</li> <li>●消費者トラブルへの意識の高さが被害防止の一步であることから、より多くの人に消費者行政への理解を深めて頂き、自ら啓発できる人材育成を継続して行ないます。また、育成した人材の活動の場を提供することで、継続した活動に繋げて行きます。</li> <li>●市民活動団体等による消費者啓発実施の支援を行います。</li> </ul>	
③生活情報誌システムの整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●実際に寄せられた消費生活相談を活用し、広報誌等を作成することでタイムリーな注意喚起情報の発信を行ないます。</li> <li>●作成した広報誌等を見守り活動を実施している行政機関、事業者、団体、委員、個人等に速やかに提供する仕組みを構築し、消費者被害防止のネットワーク化につなげます。</li> </ul>	
④消費生活相談の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活相談員（有資格者）の配置を行い、常に相談者に安心感を与える相談体制を整えます。</li> <li>●相談窓口としての資質向上を常に心がけ、相談者にとってよりよい解決に結びつくよう、関係機関と連携しながら対応する体制を整えます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
啓発事業参加者数（人）			
消費生活相談受付件数（件）			
相談解決割合（斡旋不調、処理不能、 処理不要を除く件数/全受付数）（%）			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・見守り活動実践団体増加を促します。

## ■ 関連する個別計画



## ■現状

- ・鉄道は公共交通の主軸を形成し、大量の人員を遠距離まで運ぶ交通機関であるが、自動車の普及や道路交通網の整備により利用者は減少傾向にあります。
- ・地域要望を踏まえたコミュニティバスの拡充等で、各交通手段の位置付けが不明確化しています。
- ・公共（コミュニティバス等）が民間（民間路線バス、タクシー）の需要を奪い、効率的・効果的なサービスが保てなくなることで、公共交通が衰退する悪循環となっています。

## ■今後の課題

- ・各鉄道事業者がサービス向上や効率的な運行計画を図り利用者の増加を図るとともに、利用者のニーズに応じた利用しやすい環境づくりが必要である。
- ・各交通手段の役割分担の明確化（競合の解消：コミュニティバス導入に関するガイドラインの要件を満たす運行をめざす）を図る必要がある。
- ・市民病院無料送迎バスの民間路線バスへの統合（東西幹線への統合）に取り組む必要がある。
- ・「乗って残す」等、市民が公共交通維持に関わる仕組みの構築が必要です。

## ■10年後の目指す姿

橋本市地域公共交通網形成計画に掲げる課題解決に向けた取り組みを行い、誰もが安心して暮らせるまちの基盤として、効率的で持続可能な公共交通体系の構築を図ります。

## ■施策の展開

①公共交通によるネットワークの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティバスの役割は、採算性等の面より民間路線バス等が運行できない範囲をカバーすることでネットワーク全体の機能を保つことができるが、現状として多くの地域でこれらの連携が図られていない。ネットワーク機能の充実を図るため民間路線やコミュニティバス系統間で重複が発生している箇所の役割分担、短縮化を図ります。</li> <li>●高齢化が進むなか行政対応の必要性が高い移動・エリアは多いが、効率的な運行をめざす観点より、需要が少ないエリアにコミュニティバスの代替交通としてデマンド型交通の導入を図ります。</li> <li>●同じ利用者層に対して市民病院送迎バス、民間路線バス、コミュニティバス等が競合する非効率な状態を解消し、市民にとって公共交通網の拡充と費用面での持続可能性を高めるため、市民病院送迎バスの民間路線バスへの統合（東西幹線の形成）を行います。</li> </ul>	

②公共交通サービスの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者等の視点では、車両の段差等が利用のうえで大きな問題であることより、利用しやすい環境づくりとしてノンステップバス車両導入の支援を行います。</li> <li>●インバウンドを含む観光客の需要など観光振興策等と連携した観光客の移動支援・観光ニーズの創出を図ります。</li> <li>●幹線路線のターゲット層を明確にし、働きかけを行うことが効果的であるため、幹線路線エリア周辺等のマーケティング調査・分析等を行い、その特性を踏まえてプロモーション活動の展開を図ります。</li> <li>●地域外の利用者も含め、誰でも使いやすいICカード等の導入検討を図ります。</li> </ul>	
③公共交通結節点の整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本市都市計画マスタープランにおける都市構造と整合した乗り継ぎ拠点の設定を図ります。</li> <li>●乗継ぎ拠点において、安心してバス等を待てる環境や、周辺施設との連携により待ち時間を有意義に過ごせる仕組みなど魅力の向上を図ります。</li> <li>●鉄道・路線バスのダイヤ改正のタイミング等を踏まえ、コミュニティバス等に極力待ち時間が少なくなるよう、スムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定を図ります。</li> <li>●公共交通の乗り継ぎ利用者に対し、乗り継ぎ券等による負担の軽減等により公共交通を利用しやすいしくみづくりを行います。</li> </ul>	

### ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
コミュニティバス及びデマンド交通の収支率			
コミュニティバスと民間路線の乗継ぎ利用者数			
東西幹線の利用者数			

### ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・行政、交通事業者、利用者等が連携を図りながら「みんなが気にして、動いて育てる公共交通」に取り組む。
- ・行政や地域の交通事業者が良好・適切な関係を保ちながら、公共交通やまちづくりに関わる現状及び課題の認識や方向性を共有し、効率的で持続可能な公共交通体系の構築にあたる。
- ・地域住民との意見交換を通じた利用目標や見直し基準等の明確化により公共交通利用に意識醸成を図る。

### ■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市地域公共交通網形成計画

## ■現状

- ・高齢化・人口減少社会の到来、環境意識の高まりなど、社会的環境が大きく変化してきています。また、京奈和道路・橋本バイパスの開通などにより人・ものの動きも変化してきています。このような状況のなか、必要性・実現性のある土地利用計画が必要となってきました。
- ・人口増大、経済拡大型を念頭にした土地利用により、市街地の拡散が進み中心市街地などで空洞化が発生しており、日常生活サービス（買い物・医療など）の維持が困難になってきています。
- ・地権者の高齢化が進み、特に山間地域の筆界（境界）が不明確となると共に、地権者の死亡により相続が発生している土地が多く、法定相続人の追跡調査に膨大な時間を要するなど、地籍調査の実施が困難になってきています。

## ■今後の課題

- ・近年のまちづくりにおいては、上記のような本市をとりまく状況の変化により、成長型のまちづくりから成熟型【都市機能の集約・コンパクト化】への変化が求められています。
- ・長期的視野に立ち、本市の都市計画を計画的かつ総合的に推進するのはもちろんのこと、社会情勢の変化などにより必要に応じた見直しが必要となっています。
- ・限られた資源の選択と集中による効率的・戦略的な事業実施が求められています。
- ・拠点整備により拠点内の人口密度を高め、日常生活サービスや各種行政サービスを高めることで選ばれる都市づくりをする必要があります。
- ・地籍調査について、時間の経過と共に、追跡調査の長期化や、地権者の高齢化による境界確認が困難になることから、早期の調査が望ましい。

## ■10年後の目指す姿

集約型のまちづくりを進めることで、子供から高齢者まで安心して暮らせる都市を目指し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで安全と賑わいのある都市を目指し、選ばれる橋本市とします。

## ■ 施策の展開

①土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会情勢の変化に対応するべく上位計画に基づき、地域地区や都市計画施設の見直しをはじめ、計画的かつ総合的なまちづくりの推進のため、新たな都市計画マスタープランの作成をします。</li> <li>●高野口地域の計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、用途地域等の指定を検討します。</li> </ul>	
②住環境整備の総合的・計画的な推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住者の高齢化が進む地域や空洞化が進む地域では、生活利便施設の立地などを誘導することで生活環境を充実し、地域の活性化を図ります。</li> <li>●橋本駅前周辺（中心市街地）の区画整理事業の継続地区については、換地処分を実施する。その他のエリアは生活環境の改善に向けた整備を実施します。</li> </ul>	
③都市活動の拠点となるエリアの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市活動でのさまざまなサービスを効果的に享受できるよう、都市拠点に公共施設等の集約的整備を図ります。</li> </ul>	
④特定機能の集積を行かすエリアの形成	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●工業団地の造成にともない、近隣住宅地との調和を図るため特別用途地区の活用を図ります。</li> </ul>	
⑤地籍調査事業の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地の明確化を図ります。</li> <li>●土地の有効利用を促します。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
調査面積			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

## ■ 関連する個別計画



## ■現状

- ・幹線道路となる国道・県道の改良等についての要望を、国・県等関係機関に対し行ってきました。
- ・安全で魅力的な道路空間を整備するため、平成 28 年度では市道の改良工事、舗装修繕、防護柵・ガードレール等の設置等を行いました。しかし、限られた予算の中で全ての改良・修繕等への要望に対応することが出来ていません。
- ・老朽化が進む道路構造物を適切に維持管理していくため、平成 26 年度の道路法改正を受け国が定める統一的な基準での近接目視点検が義務付けられています。本市には橋梁が 445 橋、カルバートが 4 ヶ所、トンネルが 2 ヶ所あり、5 年周期で点検を実施しなければなりません。

## ■今後の課題

- ・国道・県道の改良について、実施可能な工区については事業着手していますが、用地等の協力が得られない実施困難な工区については、事業の実現に向けて国や県などの関係機関と、連携・協力体制をいかに構築していくのが課題となります。
- ・市道の改良や修繕については、限られた予算で最大限に効果が出せるよう、要望・調査により安全性・緊急性を考慮した、道路空間の整備を目指さなければなりません。
- ・橋梁点検の結果を踏まえ、基準を満たしていない橋梁については定められた期間内に修繕を行わなければなりません。また、今後も周期的に点検を行っていかねばなりません。

## ■10 年後の目指す姿

災害時の被害を最小限にできるよう防災・減災対策を講じるとともに、交通安全の向上、安全・安心で計画的な道路管理を推進します。

## ■ 施策の展開

①都市を支える道路網の体系的整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 28 年度より（仮称）新紀見トンネル工事が着工しました。河内長野市とも連携しながら、早期完成を目指して要望活動を実施していきます。</li> <li>●持続可能なまちづくりのため、都市計画道路の計画的な整備に努めるとともに社会情勢の変化などに伴い適正な見直しに努めていきます。</li> </ul>	
②住環境整備の総合的・計画的な推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災・安全交付金を活用しながら、舗装修繕・防護柵設置等、環境にやさしい安全で魅力的な道路空間の整備に努めます。</li> </ul>	
③道路施設の長寿命化	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路施設の計画的な点検・修繕を行いライフサイクルコストの縮減に努めます。</li> </ul>	
④歩道や自転車道の整備	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者や自転車での移動の安全性と快適性を確保するため、散策やサイクリングを楽しむことができる歩行者（自転車）ネットワークの形成の取り組みとして、県がサイクリングロード事業を展開しており、市としても最大限の協力を努めます。</li> </ul>	

## ■ 10 年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

市道等の公共土木施設の軽微な補修にいて、早期に機能回復を行う事を目的に、市でセメント等の原材料を支給し、地元区において補修を行う。

## ■ 関連する個別計画

- ◆橋本市橋梁長寿命化修繕計画

## ■現状

- ①橋本市の上水道事業は、水需要に応じた安全で安定的な水道水の供給を行っていますが、水道施設は重要なライフラインでもあるため、災害時にも機能すること、また、被害が出ても早期に回復することが求められています。
- ②橋本市の下水道事業は生活環境の改善と環境美化、公共用水域の水質保全を目的に公共下水道事業と農業集落排水事業を実施しております。公共下水道事業の平成 28 年度末までにおける普及率は 61.3%となっており、未整備地区への整備が課題となっています。

## ■今後の課題

- ①今後は給水施設の老朽化が進み、施設の維持管理、更新費用は莫大なものとなります。水需要の減少がすでに始まっているため、これまでと同規模の施設で更新すると水道施設能力が余剰になり、事業の効率性が低下します。施設を更新する際は適正規模を見極め、さらには施設の統廃合を行うことが必要となります。
- ②公共下水道事業においては、未整備地区への早期の整備や、既整備地区における設備の更新を行わなければならないため、効率的な整備計画や改築更新計画が必要となります。農業集落排水事業においては、処理場等の機械設備やマンホールポンプ等機械器具の老朽化対応を行わなければならないため、効率的な改築更新計画が必要になります。また、下水道事業経営の健全化・安定化を図るため資産維持費を見込んだ適切な使用料単価の検討が必要になります。

## ■10年後の目指す姿

- ・地域の実情に応じた安全で安定的な水道水の供給がなされており、また、実効性のある災害時対応計画や他市町村との連携による緊急時の給水体制が確保されている。
- ・地域の実情に応じた適切な方法による汚水処理が普及されている状態を目指します。
- ・下水道事業による安全・安心、快適な暮らしの向上と良好な生活環境の実現とともに、紀の川を含む公共用水域の水質保全が実現された、人を包む自然環境と生活環境の質が優れた状態を目指します。

## ■ 施策の展開

①良質の水資源の安定供給	継続
●近年は市民も防災、減災への関心が高く、災害時の応急給水活動に関する市民への情報提供や事前の広報活動についても考えていく必要があります。	
②下水道整備の促進	継続
●公共下水道事業における認可区域の早期完成を目指して、未整備区域の整備に努めます。	
●公共下水道事業の健全化のため、適切な維持管理を図るとともに、使用料の適正化に努めます。	
●公共下水道の役割や効果を広報することにより、公共下水道への早期接続を図ります。	
③汚水処理施設・汚水処理サービスの適切な維持管理	継続
●下水道事業における安定的なサービスを提供できるよう適切な維持管理に努めます。	
④農業集落排水の普及促進	継続
●農業集落排水事業における施設の適切な維持管理を図り、使用料の適正化に努めます。	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
公共下水道普及率			
水道事業会計における営業収支比率			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・給水装置の適切な管理に努める。
- ・公共下水道への接続により地域の水環境の保全に努める。

## ■ 関連する個別計画

- ◆橋本市水道ビジョン
- ◆橋本市水道事業経営戦略
- ◆橋本市公共下水道全体計画
- ◆橋本市公共下水道事業計画

## ■現状

本市は、豊かな緑や水などの自然環境、歴史・文化資源に恵まれた快適な環境を有しています。市域を縁取る金剛生駒紀泉国定公園・高野山町石道玉川峡県立自然公園の豊かな緑は、貴重な自然資源、景観資源です。

本市においては、様々な恵みをもたらしてくれる豊かな緑を保全し、未来の市民へ継承していくこととともに、自然公園を活用したイベントを行うことで、自然の大切さを学ぶことも求められています。

## ■今後の課題

大阪都市圏における良好な住宅地として、既存市街地の整備・改善や北部丘陵地を中心とする新市街地整備が進められるとともに、京奈和自動車道橋本道路の開通により、今後とも橋本市は、地方拠点都市地域における中心都市としての役割が要請されることとなります。今後は、「保全と開発」のバランスを保ちつつ、自然との共生に配慮した計画的なまちづくりを行っていくことが求められています。

## ■10年後の目指す姿

橋本市においては、紀の川をはじめとした良質な水資源や市街地周辺の山林等の緑に恵まれ、魚類や野鳥などの動植物の生息が豊富であり、良好な自然環境を有していると考えられます。

しかし、都市化の進展に伴う宅地化は、緑の減少や水環境の悪化などの影響を及ぼす恐れがあることから、動植物の生息・生育空間となる自然環境の保全、特に多様な動植物の保存に努めるとともに、動物の移動空間となる緑や水のネットワーク化を図っていきます。

また、自然資源の活用として、金剛生駒紀泉国定公園や、かつらぎ高野山系県立自然公園の森林地帯や棚田などを有する中山間地の農村地帯などでは、市民はもとより京阪神圏の都市住民にも憩いとやすらぎの場を提供するほか、自然とのふれあいの場となる拠点やハイキングルートの設定など、自然環境に配慮しながら検討していくものとします。

## ■ 施策の展開

① 良好な自然環境の保全	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「動植物の生息・生育空間を保全します。</li> <li>● 自然環境資源を活用します。</li> <li>● 自然を思いやる気持ちを大切にします。</li> <li>● 近隣自治体や関係機関と連携しながら、河川の水質保全と河川美化に取り組みます。</li> <li>● 地域との協働により環境の保全に努めます。</li> </ul>	
② 自然公園の利活用	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金剛生駒紀泉国定公園にあるダイヤモンドトレールや世界遺産である高野参詣道「黒河道」を活用したイベントを行い、本市にある観光施設を利用してもらい観光振興を図ります。</li> <li>● イベントを通じて自然の大切を知ってもらうことや癒やし空間の提供を行い、本市訪れる人が増えることにより地域住民の意識向上に繋がるようにします。</li> </ul>	
③ 自然公園の状況把握	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所管する地域の自然公園指導員・自然公園保護監視員や土地所有者・管理者、地元住民等と連携・協力することで状況を把握し関係機関に通報する等の方法により、利用者の利便性を図るための仕組みづくりを推奨します。</li> </ul>	
④ 生活環境の向上に向けて	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「保全と開発」のバランスを保ちつつ、自然との共生に配慮した計画的なまちづくりを行いません。</li> <li>● 自然環境の保全に配慮しながら、より利便性の高い生活空間の創造を目指して、基盤整備を推進していきます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
地区一斉清掃 (全 109 地区)			
自然公園を活用したイベント延べ参加人数			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

次世代に自然という資源を残すため、森林や農村保全の大切さについて理解を深めよう。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市環境基本計画

## ■現状

本市のごみ排出量は全体では年間約 20,000 t で、近年は概ね横ばいとなっています。

生活系ごみの 1 人 1 日平均排出量は、概ね横ばいまたはやや減少傾向で推移していますが、事業系ごみは増加傾向にあります。

大阪湾圏広域処理場に持ち込むことができる灰の処理計画量は、自治体ごとに定められており、その処理計画量を超える灰は持ち込むことができません。本市の枠は、残りわずかとなっており、平成 32 年度以降の埋立てできる枠を確保できていません。枠がなくなると、大阪湾圏広域処理場には持ち込めなくなり、民間施設で処理しなければならなくなります。

本市の埋立ごみは、一般廃棄物処理場で最終処分を行っています。広域処理による分別見直しにより、処理量が減っていますが、現在も年間約 400 t（覆土を含め体積は約 1,000 m<sup>3</sup>）の最終処分を行っており、残余量が少なくなっているため、嵩上げ工事の改修を計画していますが、それでも現在の実績量を継続して処分し続けた場合は、約 10 年で一杯になってしまうため、新たな最終処分場の建設や民間施設への処理委託が課題となっています。

ごみを種類別にみると、その他プラ製容器包装やペットボトルなどの当初計画より排出量が少ないものや、スチール缶などのコンテナ収集を行っている品目を中心に処理単価が高くなっているものもあり、収集や処理方法を見直す必要があります。

## ■今後の課題

- ・事業系ごみの減量やリサイクルを促す啓発し、今後より一層、ごみの分別とごみの減量に取り組んでいく必要があります。
- ・埋立ごみとしているものの収集方法や、処分方法を検討し、最終処分量の削減に取り組むことが必須となっています。
- ・ごみ収集の合理化や費用削減につながる取組や施策を新たに検討するとともに、ごみの種類ごとの収集方法や処理方法を見直す必要があります。

## ■10年後の目指す姿

循環型社会構築のため、市民一人ひとりが、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、そして、ごみとして出すものについても、焼却処理や埋立て処理をするのではなく資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みを推進しており、「資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。」をテーマに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりが構築されつつあります。

## ■ 施策の展開

① 廃棄物の減量及びリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行</li> <li>● 区・自治会、衛生自治会等との連携</li> <li>● 事業系ごみの減量化・資源化促進</li> </ul>	
② 省資源・省エネルギーの推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	
③ 環境に負荷の少ない社会システムへの転換	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみ堆肥化・減量化の推進</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	
④ 廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
生活系ごみ1人1日平均排出量 (g/人・日)			
事業系ごみ1日平均排出量 (t/日)			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

橋本市衛生自治会

## ■ 関連する個別計画

◆ 橋本市一般廃棄物処理基本計画[第2期]

## ■現状

- ・本市の生活排水処理は、公共下水道や農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の設置補助、し尿処理施設の整備等により、生活排水処理施設の整備を推進してきましたが、河川等の水質汚濁の原因ともなっているし尿以外の生活雑排水については、平成 27 年度実績で、行政区内人口の約 18%にあたる約 12,000 人が、未処理のまま放流しているのが現状です。
- ・本市の平成 27 年度の汚水衛生処理率は 82.2%に達し、和歌山県平均 52.3%（平成 26 年度）を上回っているものの、全国平均 84.7%(平成 26 年度)を下回っています。
- ・合併処理浄化槽の設置については、新設又は汲取り・単独処理浄化槽の切り換えなどに対し補助金を交付しているものの、個人負担もあり、公共下水道の普及もあいまって、近年、減少傾向にあります。また、河川の水質の保全のため、浄化槽の定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、減少傾向にあり、将来的には現在整備を進めている公共下水道などの整備に伴いさらに減少する傾向ことが予想されます。

## ■今後の課題

河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するため、公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地区の生活排水処理の方策としては、合併処理浄化槽等による個別処理がありますが、周知徹底と啓発を更に進めるとともに、地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を検討し、生活排水の処理を推進していく必要があります。また、し尿収集については、収集量に応じた収集体制を維持していく必要があります。

## ■10年後の目指す姿

生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが大きな要因と考えられ、合併浄化槽の適正管理の啓発指導を進め、また、原因の一つである単独浄化槽自体の、合併浄化槽や下水道への切り替えを推奨し、残存する単独浄化槽基数の減少をはかり、環境への負荷低減を図るため、市民の理解を得ながら、適正な生活排水処理を推進していきます。

■ 施策の展開

①水質・大気・騒音・震動等環境汚染対策の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県との連携により事務所への指導・啓発</li> <li>● 地域住民との協働</li> <li>●</li> </ul>	
②環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合併浄化槽の普及啓発</li> <li>● 浄化槽維持管理の啓発指導</li> <li>●</li> </ul>	
③人と動物の共生社会づくり	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	
④廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
単独浄化槽から合併浄化槽、下水道への切り替え（単独浄化槽の設置基数）			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・
- ・

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市一般廃棄物処理基本計画[第2期]
- ◆ 橋本市環境基本計画

## ■現状

- ・橋本市における就業者の割合は第三次産業が増加傾向にあり（H22 国勢調査より）、それに伴い働き手の不足による既存の田園風景の宅地への移り変わりが予想されます。
- ・今後の人口推移からすると、既成市街地内の人口密度が低くなっていくことが予想されるため、居住者のない住居に対しても維持管理を促し、景観の悪化を防ぐ必要があります。
- ・太陽光発電事業など、今までなかった景観を形成する建築物・工作物などにより、既存の景観に変化が生じています。

## ■今後の課題

- ・黒河道周辺の景観に関して、今後どのように維持・保全・活用していくか検討する必要があります。
- ・景観に影響するような構造物などについては、関係法令などの周知に努める必要があります。
- ・市民との協働による景観づくりを進め、地域の特色ある景観づくりをする必要があります。
- ・市民や来訪者などが紀の川や橋本川の自然を感じる歩行空間を創出し魅力向上を図る必要があります。

## ■10年後の目指す姿

本市がこれまで培ってきた自然的・歴史的及び文化的資源の保全と創造に努め、特色ある景観が形成されることで、緑豊かな景観の形成に努めます。

身近に川とふれあいを楽しむ空間や古民家、路地めぐり、水辺に親しむ等、エコツーリズムや観光レクリエーション等、活性化に努めます。

## ■ 施策の展開

①歴史的な環境や景観の保全	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界遺産『黒河道』周辺では良好な景観を維持するため景観法を活用し規制・誘導を行ないます。</li> <li>●一定規模以上の建築についてはその景観上支障が出ることがないように和歌山県景観計画に基づき規制・誘導を行います。</li> </ul>	
②良好な市街地景観の保全・創造	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●和歌山県屋外広告物条例に基づき、沿道の秩序ある景観形成を図るため、規制・誘導を行なうとともに、違反広告物の撤去に努めます。</li> <li>●大規模開発等にあつては、良好な景観の形成を図るため、和歌山県景観計画に基づき、適正な指導・誘導に努めます。また、和歌山県景観支障防止条例に基づき景観の維持を図ります。</li> <li>●本市の景観形成を先導する公共建築物、道路・河川などの整備などにあつては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した整備に努めます。</li> </ul>	
③魅力的な緑の景観・田園景観の保全・創造	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林、田園、水辺景観の保全に努めるとともに、遊休農地や水辺空間の活用を図るなど、潤いのある景観の創造を図ります。</li> <li>●良好な景観の維持・向上を図るため、眺望景観や視点場などの整備に努めます。</li> <li>●和歌山県屋外広告物条例に基づき、沿道の秩序ある景観形成を図るため、規制・誘導を行なうとともに、違反広告物の撤去に努めます。</li> <li>●景観法に基づき周辺への影響が大きい施設に関して、周辺環境の保全を行うべく規制・誘導を行います。</li> <li>●本市の景観形成を先導する公共建築物、道路・河川などの整備などにあつては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した整備に努めます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

---

## ■ 関連する個別計画

---

- ◆ 橋本市緑の基本計画
-

**■現状**

- ・ライフスタイルが多様化し、ニーズに応じたゆとりある良質な住まい・住環境の形成が求められています。
- ・市街地の無秩序な拡大が進み、空家の増加を始めとする中心市街地の空洞化が発生しています。
- ・橋本市内の住宅は、全国の住宅耐震化率と比べると、依然低い数値となっています。
- ・市営住宅は、昭和 20 年代後半から平成にかけて建設された住戸の多くが更新時期を迎えています。

**■今後の課題**

- ・人口が減少していくなか、持続可能なまちづくりとして、良質な住環境の維持をすることが必要となります。
- ・周辺の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等について、発生や空家等の増加を未然に防止するため、空家等の適切な管理及び利活用を促進する必要があります。
- ・巨大地震が発生した場合に市民等に及ぼす被害を未然に防止するため、耐震診断や耐震改修を促進する必要があります。
- ・市営住宅について、安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、効率的かつ円滑な更新を行い、需要に的確に対応することが課題となっています。

**■10年後の目指す姿**

地域コミュニティの維持に向けて、無秩序な市街地の拡散を抑制し、事業者などと連携して良好な住宅づくりや定住促進に向けて取り組んでいきます。市営住宅においては、居住の安定の確保のために必要な供給の目標量を設定し、効率的かつ円滑な更新を実現する上で、公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていきます。

橋本市耐震改修促進計画や橋本市空家等対策計画による住宅環境の向上を目指します。

## ■ 施策の展開

①良好な住宅地・住宅の供給促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●無秩序な市街地の拡散を抑制しつつ、都市計画法やまちづくり条例を活用し、民間事業者等と連携し良好な住宅地の供給に努めます。</li> <li>●市営住宅の効率のかつ円滑なストック更新及びコスト削減のため、市営住宅長寿命化計画に基づく予防的保全管理、長寿命化に資する改善を推進していきます。</li> </ul>	
②良好な住環境の保全と創造	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅耐震化促進事業及び耐震改修サポート事業の更なる充実を図ります。</li> <li>●利用者ニーズに応じた耐震補強等に関する更なる取組の強化を図ります。</li> <li>●地震時の総合的な安全対策に関する啓発資料や各種助成制度等に関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>	
③空き家の再生等有効活用の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定空家等の所有者に対して、必要な措置を取るよう助言又は指導、勧告、命令を行います。</li> <li>●空家等所有者や活用希望者への情報提供や広報誌等での周知により、わかやま空き家バンクの登録件数及び成約件数の増加を図ります。</li> <li>●空家等の適切な管理及び利活用に関して提供可能な情報を充実させます。また、市民等からの相談の受付体制を充実させます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
住宅耐震化率			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・所有者自らの住宅状況の認識と耐震改修の必要性の意識を高めるよう努めます。
- ・市民等が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等に関する情報について、積極的に市に提供するよう努め、空家等の所有者が、空家等の適切な管理又は利活用するよう努めます。

## ■ 関連する個別計画

- ◆橋本市営住宅長寿命化計画
- ◆橋本市耐震改修促進計画
- ◆橋本市空家等対策計画

## ■現状

- ・公園利用者の安全確保を図るため、公園施設の維持管理事業を行っています。
- ・平成 23 年度に作成した橋本市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な修繕・更新及びバリアフリー化を行ってきました。
- ・公園・緑地の管理面積増加に伴い、維持管理費用が年々増加しています。

## ■今後の課題

- ・公園施設について日常的な点検は行っていますが、平成 26 年度に国土交通省より都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき指導があり、一定期間ごとに詳細な点検を専門技術者と協力して実施していく必要があります。
- ・老朽化した公園施設については、財政状況を考慮し、使用状況等を踏まえて更新・修繕・使用禁止・撤去等方針の検討が必要です。
- ・今後の都市公園整備については、現在の社会情勢を踏まえ、検討が必要です。

## ■10年後の目指す姿

公園・緑地について、地域の実情に応じた適切な維持管理が図られ、老若男女問わず、誰もが安心して利用できる公園・緑地を目指します。

## ■ 施策の展開

①公園緑地の整備の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●杉村公園に隣接する「(仮称) 杉村やすらぎ広場」を整備し、老若男女がやすらげる空間の整備に努めます。</li> <li>●公園施設の日常的な点検に加え、専門技術者と協力して一定期間ごとに行う詳細な点検を実施し安心して公園を使用してもらえるよう努めます。</li> <li>●今後の維持管理について、アドプト制度の導入等も視野にいれ費用を抑制できる方法を検討していきます。</li> </ul>	
②水と緑のネットワークの整備	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生息する動植物や生育環境の確保に努めます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
各都市公園施設の詳細な点検の実施回数			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・維持管理について、アドプト制度等の導入を検討していきます。

## ■ 関連する個別計画

- ◆公園施設長寿命化計画
- ◆緑の基本計画

## ■現状

- ・急速な高齢化と食生活の変化や運動不足などライフスタイルの変化とともに、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加し、社会保障費負担も増大の一途をたどるなど、深刻な問題となっています。
- ・和歌山県地域医療構想においては、「公立病院のあり方」が示され、各医療機関との機能分化と連携が強化されるなど、地域の中核病院としての橋本市民病院の重要性が増してくることになります。
- ・急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、医師や看護師等の確保の重要性が著しく増大してきているが、地域偏在や診療科目別の偏在などにより医師不足の状況が続いています。

## ■今後の課題

- ・生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおいて、その特性や必要性、健康課題等に応じた対策が必要です。
- ・個人の健康を地域で守るために、社会全体が支え合いながら、健康を守るための環境整備をする必要があります。
- ・地域が主体となった健康づくりに対し、行政をはじめ、健康づくりに関する団体等との連携・協力を努め、市全体としてまちぐるみで一体的に取り組む必要があります。
- ・団塊の世代が後期高齢（75歳以上）となる2025年に向けて、市民病院を含む公立病院を中心に民間の医療機関と連携し、機能分化の連携と強化を推進し、多様化する市民の医療ニーズに対応していく必要があると共に、人口減少に加えて人口構造が変遷していく中で、「治す医療」のみにとどまらない「治し、支える医療」への質的転換を図ります。

## ■10年後の目指す姿

- ・健康寿命の延伸や、生活の質の向上のため、病気や障がいのある人を含め、市民一人ひとりが自分の健康について学び、実践することはもちろん、市民・地域・行政が一体となり、健康づくりによる「まちづくり」の達成を目指します。
- ・地域の中核病院として、急性期医療を中心に、将来需要の拡大が予想される回復期病床への対応がなされた病院を目指します。
- ・地域連携を密に、水準の高い看護ケアが提供できる病院を目指します。

## ■ 施策の展開

①健康づくりの支援体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康増進計画「健康はしもと21」に基づく健康づくりを実施します。</li> <li>●地域での健康づくり支援を行います。</li> </ul>	
②疾病の早期発見体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病予防及び疾病の重症化予防を図ります。</li> <li>●がん対策及びがんによる死亡率減少のための対策型がん検診を実施します。</li> </ul>	
③市民病院の機能・医療体制の充実	継続・新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●和歌山県立医科大学への医師派遣の依頼を引き続き行うとともに、診療科目別の偏在により、医師の確保が困難な診療科目においては、「臨床研究支援プログラム」「大リーガー医育成プロジェクト」を積極的にPRするなど、医師の確保に努めます。</li> <li>●専門・認定看護師の養成を引き続き実施し、質の高い看護ケアの提供を行います。</li> <li>●（仮称）入退院管理センターを設置し、多職種連携による病院機能の充実を目指します。</li> <li>●地域医療連携室を中心に、地元医師会や医療・介護の関連機関と密に、顔の見える関係づくりを行い、信頼と安心の病院を目指します。</li> </ul>	
④市民病院の救急医療体制の確保	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の二次救急を担う病院として、安心と安全の医療を提供するため、救急医を増員し、救急医療体制の充実を目指します。</li> </ul>	
⑤母子保健・医療の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●不妊治療費助成事業、未熟児養育医療・自立支援医療費助成事業等、治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減します。</li> <li>●予防接種がスムーズに受けられるよう普及啓発に努め、病気の予防に努めます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
運動習慣者の割合			
特定健康診査受診率			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・伊都医師会・伊都歯科医師会・伊都薬剤師会との連携

## ■ 関連する個別計画

- ◆橋本さわやか長寿プラン21（橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）
- ◆橋本市健康増進計画「健康はしもと21」

## ■現状

- ・国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金などの社会保障制度は、健康で文化的な社会や老後の安定した生活を実現する上で重要な役割を担っています。近年の少子高齢化の影響などにより保険給付や年金給付は年々増加の傾向にあり、厳しい財政運営の中、社会保障制度の適正な運営と財源確保が求められています。
- ・本市の高齢化率は現段階で既に30%を超えており、このような高齢化の進展に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の数が大幅に増加することにより、介護保険制度においては介護給付費をはじめとした財政需要の増大が懸念されています。
- ・生活保護に至る前の段階から、生活困窮者に対して、最低限度の生活保障や、自立へ向けた就労支援・相談支援を行っています。

## ■今後の課題

- ・国民健康保険、後期高齢者医療制度について、収納率の向上とデータヘルス計画に基づく保健事業の推進など、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度にしていく必要があります。
- ・国民年金制度は、経済状況や将来的な年金給付への不安などにより、保険料未納者や未加入者の増加などの問題を抱えています。国民年金の加入や申請免除、年金受給者に係る手続きなどの年金に関する情報を市民に周知していく必要があります。
- ・介護保険制度については、高齢化の進展に伴い介護給付費をはじめとした財政需要の増加が予想されることから、持続可能な制度として適正に運営していく必要があります。また、度重なる見直しにより、制度自体が複雑でわかりにくくなっていることから、制度に対する市民への正しい理解と周知を図る必要があります。
- ・生活困窮者への支援については、家計の相談支援や、就労準備の支援を行うことを検討する必要があります。

## ■10年後の目指す姿

- ・国民健康保険・後期高齢者医療制度は国民皆保険の根幹をなす制度であり、すべての市民が安心して医療が受けられるよう適正な運営がなされています。
- ・豊かな年金生活を送れるよう年金事務所と連携し、国民年金事務の適正な執行と広報活動や相談活動が実施されています。
- ・市民が介護保険制度を正しく理解し、介護や支援を必要とする高齢者やその家族等が適切に介護サービスを受けることができます。
- ・安定した雇用の場の確保と就労支援により地域が活性化しています。

## ■ 施策の展開

①介護保険制度の適切な運用	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報や市ホームページ等様々な媒体の活用や、出前講座の実施等により、市民や事業者に対して制度やサービスの周知・普及を図り、制度の適切な運用に努めます。</li> <li>● 介護保険事業の適正かつ円滑な運営をめざし、認定調査員に対する研修・指導や、介護認定審査会委員に対する研修の充実などを通じて、公平・公正、正確な要介護認定を推進します。</li> <li>● 高齢者のニーズや地域の実情に応じたサービス確保に努めるとともに、「和歌山県介護給付適正化計画」等を踏まえ、ケアプランチェックや事業所指導、給付費通知の送付など、介護給付適正化事業に積極的に取り組みます。</li> </ul>	
②国民健康保険制度の適切な運用	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報や市ホームページ、パンフレットなど様々な媒体を利用し、制度の周知に努めます。</li> <li>● 医療費の適正化、国保税の適正賦課と収納率の向上による国保財政の健全運営に努めます。</li> <li>● 公共下水道の役割や効果を広報することにより、公共下水道への早期接続を図ります。</li> </ul>	
③国民年金制度の適切な運用	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報や市ホームページ、パンフレットなど様々な媒体を利用し、年金制度の周知に努めます。</li> <li>● 制度の周知や口座振替や前納の推進により納付率を向上させ、無年金者の減少に努めます。</li> <li>● 被保険者の健康の維持増進のため、データヘルス計画に基づく保健事業を積極的に展開します。</li> </ul>	
④後期高齢者医療制度の適切な運用	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌やホームページ等を活用し、後期高齢者医療制度のさらなる周知・啓発に努めます。</li> <li>● 後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めます。</li> <li>● 被保険者の健康増進のため、橋本市後期高齢者医療制度成人病検査助成事業を継続的に実施します。</li> </ul>	
⑤生活困窮者の自立の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護に至る前の、経済的な理由により生活に困る方に対する相談窓口を設置します。</li> <li>● ハローワークとも連携を図りながら、対象者の特性に合わせた就労支援などを実施します。</li> <li>● 地域の企業との連携強化を目指し就労支援員、自立支援相談員による企業見学を推進します。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
生活困窮者の企業見学の推進			
ホームページの定期的更新による情報発信			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 社会保障制度を正しく理解し、必要とするサービスを適正に受ける。
- ・ 行政と連携し介護保険制度の適正な運営に努める。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本さわやか長寿プラン2 1（橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）
- ◆ 橋本市国民健康保険データヘルス計画

**■現状**

- ・少子高齢化や核家族化と相まって、家庭や地域でのつながりに変化がみられています。また、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめ、価値観の多様化など地域社会のつながりが希薄化し、地域に対する関心が低下しています。
- ・地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍する地域コミュニティを育成し、「地域共生社会」の実現する必要があります。

**■今後の課題**

- ・行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、協働することが必要です。
- ・市民、地域団体、社会福祉協議会、行政等の協働を推進し、地域の課題を認識・共有しながら誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会の実現に向けた取り組みを展開します。
- ・社会福祉法の改正に伴い、地域福祉計画の見直しに努めます。

**■10年後の目指す姿**

健やかで安心して暮らせるまちの実現を目指し、すべての市民が健康で生きがいをもちながら、老後や日常の生活に不安のない地域社会を形成されています。

## ■ 施策の展開

### ① 地域における支え合いの仕組みづくり

- 高齢化や核家族化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や支援が必要な障がい者、ひとり親家庭など、なんらかの手助けを必要としている人たちが地域で安心して心豊かな生活を送るために、市民、関係団体、事業者、行政の役割分担と協力のもと、その体制づくりに努めます。
- 高齢者・子育て世帯などに対する民生委員児童委員等による見守り支援活動を行います。

### ② 地域福祉の担い手の育成

- 市民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じて、福祉に対する理解や関心を高めます。
- 社会福祉協議会、地域の各種団体、NPO、ボランティア等の連携に努めます。
- 積極的に活躍する高齢者人材を発掘します。

### ③ 地域福祉団体・NPO等への支援と連携の強化

- 市民と行政が一体となり、地域福祉に取り組むため、社会福祉協議会やボランティア等の連携に努めます。

### ④ 権利の擁護と制度の周知

- 高齢者や障がい者、子どもの権利を擁護するため、成年後見制度や地域生活支援事業等の制度の周知・普及に努めます。

### ⑤ 地域福祉計画の充実

- 地域福祉計画の見直し策定に努めます。

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
民生委員児童委員			
地域福祉計画			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 社会福祉協議会、地域の各種団体等の連携に努めます。
- ・ 民生委員児童委員との連携に努めます。

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市長期総合計画
- ◆ 橋本市長期総合計画後期基本計画
- ◆ 橋本市地域福祉計画

## ■現状

橋本市では 65 歳以上の割合（高齢化率）が 30% を超えており、平成 37 年（2025 年）には高齢化率が 35.3% を上回ると推計されており、全国平均よりも急激な高齢化率の増加が懸念されています。今後も、高齢化が進むと、医療や介護を必要とする人がますます増加する一方で、それを支える体制が十分機能できなくなることが予想されます。

また、介護や支援が必要な状態になっても自宅で過ごしたいと考える方が多い一方、在宅生活を継続するために必要な介護・医療サービスを切れ目なく効率的に提供できる体制が整っていない状況です。

## ■今後の課題

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・介護予防・生活支援等の高齢者福祉に関わるあらゆる組織と、地域住民、NPO 法人、関係機関が連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進め、生活支援や見守り活動など地域の実情に応じた支え合いの取り組みを推進していくことが必要です。
- ・高齢者の豊かな経験や知識をまちづくりに生かすとともに、生きがいつくりや交流の場として参加できるような環境づくりをすすめることで、元気な高齢者を増やすことが必要です。
- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援や、認知症高齢者を地域で見守る取り組みが必要です。
- ・高齢者の尊厳を保持するため、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応への取り組みや認知症に関する正しい知識の周知啓発が必要です。

## ■10 年後の目指す姿

高齢者がいきいきといつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境が構築され、地域の中で役割を持ちながら社会参加し、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することで健康寿命が延び、認知症や介護が必要な状況になっても安心して生活することができる地域が形成されています。

## ■ 施策の展開

①地域における支え合いの仕組みづくり	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本市社会福祉協議会を中核的な存在として、地縁組織・NPO 法人・ボランティアなど個人・団体のネットワーク化を進め、助け合い・支え合いの仕組みの構築を進めます。</li> <li>●生活支援の担い手の養成や、地域の求めるニーズと生活支援のマッチングを創る第2層生活支援コーディネーターを育成します。</li> </ul>	
②世代間交流の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の豊かな知識や経験を生かし、地域における子育て支援等の活動に参加することで、高齢者自身が役割を持って取り組むことにより介護予防や生きがいづくりにつなげます。</li> </ul>	
③高齢者の権利擁護や相談体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑化、多様化している課題の解決へ向け、専門職だけでなく民生委員・児童委員など地域福祉関係者とも密接な連携に努めます。</li> <li>●地域包括支援センターのPRに努め、子育て世代包括支援センターなど関係機関との連携を強化し、制度や分野の垣根を越えた、誰でも気軽に相談できる相談体制を充実します。</li> <li>●高齢者虐待の早期発見や適切な対応をめざし、通報窓口の周知など対応体制の整備を行います。</li> <li>●支援が必要な人及びその家族に対して、成年後見制度の啓発及び利用支援に努めます。</li> </ul>	
④高齢者の生活支援の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。</li> <li>●買い物支援、外出支援、見守り活動など地域の実情に応じた生活支援体制の整備に努めます。</li> </ul>	
⑤介護予防等高齢者の健康維持の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防体操・地域ふれあいサロン・老人クラブなど地域住民主体の取り組みを推進するため、運営支援など、多様なニーズに合わせた支援の充実を図ります。</li> <li>●ボランティア活動等に気軽に参加できるような仕組みを構築し、社会参加することで生きがいや喜びを感じ、健康維持・介護予防に繋がるような働きかけを進めます。</li> <li>●シルバー人材センターの啓発を行い高齢者の就労を支援し、就業することにより生活の張り合いや生きがいを感じられるように努めます。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
日常生活圏域ごとの生活支援協議体設置数 (第2層)			
認知症サポーター養成講座受講者数			
生活支援サポーター養成講座受講者数			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

地域内で助け合い・支え合いの意識を高めましょう。

自らの持つ知識や経験・特技を活かし、地域活動を積極的に行いましょう。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護予防に努めましょう。

高齢者の生きがいづくりや居場所づくりを進めましょう。

## ■ 関連する個別計画

◆ 地域福祉計画

◆ 健康増進計画

◆ 橋本さわやか長寿プラン 2 1 (橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)

**■現状**

## ①支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

- ・園や学校だけでなく、地域などにおいても、障がいのある子どもとの関わりが持てる機会や居場所づくり、また、職員や市民等に向けた福祉教育を充実させていく必要があります。誰でも学べる機会や交流発表の場の提供や障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と共に学ぶ環境を整える必要があります。

## ②就労環境の整備

- ・就労に向けた訓練等の実施のため、障がい福祉サービスの利用の促進が必要です。職場における障がいに対する理解や、障がいのある人の雇用の確保が求められています。また、就職した後も、事業主、関係機関が連携し、職場定着に向けた支援体制が必要です。

## ③障がいのある人に対する支援と窓口の充実

- ・相談支援事業所を気軽に利用できるよう障がいのある人への周知が必要です。必要に応じての複数のサービスを適切に結びつけるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、より一層の計画相談支援事業の充実に努める必要があります。また、障がい特性等を踏まえた適切な手段による障がい福祉サービス等の情報提供の充実や、何でも相談できる窓口の設置とその充実を図ることも必要です。

## ④福祉のまちづくりの推進

- ・障がいのある人が安全・安心に暮らすことができるよう、障がい特性に配慮した住宅や公共施設や道路、交通機関、障がい者用駐車場などの環境整備を進める必要があります。また、障がいのある人の様々なニーズに対応し、見守り等支援が受けられるグループホームの整備、移動を支援するための対策、保健・福祉サービスの充実なども重要となります。障がいのある人が、地域や職場でその人らしく当たり前で生活できる環境整備を進めていくことが必要です。

**■今後の課題**

- ・障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るため、平成 30 年 4 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正が予定されている。主な内容としては、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応及びサービスの質の確保・向上に向けた環境整備となっており、地域での生活や障がい者に対するきめ細かいサービスの質の向上に向けた取り組みが必要となっている。

**■10年後の目指す姿**

障がいに対する市民の理解が深まり、障がい者の自立とより一層の社会参加を進めるとともに、地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会が形成されています。

## ■ 施策の展開

① 自立と社会参加の促進	継続
<p>● 地域生活を希望する障がいのある人が、自立生活に必要な能力を身につけられるグループホームの利用や、居宅において必要な福祉サービス等を利用し自立できる生活等を支援する障がい福祉サービス等の利用を促進します。また、就労等に向けた支援や情報提供を行います。判断能力に不安のある障がいのある人等が財産管理や福祉サービスの利用等で不利にならないよう権利を擁護するため、成年後見制度の利用を促進します。</p>	
② 啓発・交流の促進	継続
<p>● 障がいに関する市民の正しい理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動を推進します。地域の行事や文化活動等に、障がいのある人もない人も参加しやすい環境と整え、交流の場づくりに努めます。</p>	
③ 地域での支援の充実	継続
<p>● 福祉・保健・教育等の専門機関や福祉に関わる事業所などで構成する「橋本・伊都地域自立支援協議会」において、障がいのある人からの多様な相談に対応できる仕組みづくりに取り組みます。</p>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
成年後見制度利用支援事業			
理解促進研修・啓発事業			
基幹相談支援センターの設置			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 障がいや障がいのある人に対する理解を深めて、それぞれの立場からの適切な配慮を行う。
- ・ 身近な地域での自立、社会参加ができる体制をつくる。
- ・ 障がいに係るサービスを提供する事業者等は、質の高い福祉サービスを提供する。その他の民間事業者は、障がい者雇用環境の改善を行い、障がい者雇用の促進に努める。
- ・ 障がいに係るサービス事業者は、障がい者の特性にあった対応や、地域の実情に応じたサービス等の提供に努める。
- ・ 地域に不足している障がい福祉サービス等の充実をはかる。

## ■ 関連する個別計画

◆ 第2次橋本市障がい者計画・第4期橋本市障がい福祉計画

※ 平成29年度中に第5期橋本市障がい福祉計画を作成（平成30～32年度）



# HASHIMOTO CITY

## 【育てる】

基本目標 こどもから高齢者まで共に育み学び合うまち

### 分野別政策 1

一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり

施策項目 27 人権と平和

施策項目 28 男女共同参画社会の実現

### 分野別政策 2

妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援とそれを支える地域社会づくり

施策項目 29 子どもを産み・育てやすい環境の充実

施策項目 31 地域・家庭・学校・行政の連携による支援体制

施策項目 30 配慮が必要な子ども・家庭の支援

施策項目 32 学校教育

### 分野別政策 3

生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり

施策項目 33 生涯学習の推進

施策項目 36 文化芸術の振興と国際交流の推進

施策項目 34 生涯スポーツの振興

施策項目 37 青少年健全育成の推進

施策項目 35 豊かな歴史遺産の保存と活用

施策項目 38 地域コミュニティの充実

## ■現状

- ・すべての市民が等しく尊重され、安心して暮らすことができ、個性が発揮できるまちづくりを実現するため、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分に尊重した行動がとれるように人権教育・人権啓発を推進しています。
- ・人権擁護については、人権擁護機関と連携を密にして、より充実した相談活動を推進します。

## ■今後の課題

- ・市民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や新しい人権課題についての理解を深める取り組みを行うとともに、関係機関と連携しながら人権相談を実施し、人権擁護の推進を図ります。
- ・「自由権（すべての人が人間らしく生きるために、個人の生命と自由を保障し、それに財産権と法の下での平等を加えたもの）」「社会権（社会的・経済的に弱い立場のある人達に目を向け、個人の生活困難な市民に対して何らかの社会的支援を保証するもの）」を「人間の尊厳の確立」という共通の目標に調和させ、その実現により、市民一人ひとりの幸せな生活条件を整備し、すべての市民が対等・平等な人間関係の中で、この地域社会で安心して暮らすことのできる環境をつくるのが緊急の課題です。

## ■10年後の目指す姿

市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、共に生き、共に支えあう地域社会が構築されています

■ 施策の展開

①人権啓発活動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権尊重の社会を実現するための組織・体制づくり</li> <li>●共生のまちづくり</li> <li>●地域共同体の機能の強化</li> <li>●専門的機関の充実</li> <li>●ネットワークの形成</li> <li>●推進行動計画の策定</li> </ul>	
②人権施策を推進するための仕組みの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権尊重の社会づくり 審議会</li> <li>●庁内推進体制</li> <li>●市民参加による推進体制</li> </ul>	
③平和都市の実現のための教育の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権尊重の育成</li> <li>●家庭教育</li> <li>●幼児教育・学校教育</li> <li>●社会教育</li> <li>●市職員・教職員・医療・福祉関係者の研修</li> </ul>	
④人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
人権啓発事業への参加者数（講演会・パネル展・資料展）			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・
- ・

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市人権施策基本方針

## ■現状

- ・男女平等を実現し、固定的な性別役割分担意識を解消することを目指した教育及び学習を推進しています。
- ・雇用や職場での男女平等などについて、事業所に対して啓発を行ってきました。労働の分野の男女平等は法制度的には整いつつありますが、現実には収入など様々な男女間格差があります。また、非正規労働者が男女を問わず広がり、正規・非正規間の格差が社会問題化しています。
- ・子育て相談などの子育て支援や介護学習会の開催など介護支援に努めてきました。子育てに悩んでいる若い母親が増えており、家庭支援の要請が増加する傾向の中で、地域、家庭、学校間の連携が進んでいます。

## ■今後の課題

- ・少子・高齢化への対応や経済の活性化に向け、男女が対等な社会の構成員として、能力や個性を十分に発揮できる社会が求められており、男女共同参画への理解をより一層深めることが必要です。
- ・性別に関わらず多様な生き方が選択でき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で共に参画し、利益を享受できるよう、研修会の実施をはじめ、講座や講演会の開催など啓発活動を推進します。
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶に向け、相談・支援及び支援者に向けた研修会を行うなど、女性の人権擁護への取り組みを推進します。

## ■10年後の目指す姿

家庭・職場・地域等のあらゆる分野に男女が参画することができるとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが個性と能力を活かすことができる社会が構築されています。

■ 施策の展開

①男女平等社会実現のための啓発等の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●講演会・研修会の充実</li> <li>●ホームページ・広報等の充実</li> <li>●あらゆる社会資源の利用</li> </ul>	
②あらゆる分野への男女共同参画の実現	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会等委員に占める女性の割合を高める</li> <li>●女性職員の管理職比率を高める</li> <li>●政策・方針決定過程に参画できる女性人材の育成</li> <li>●市内事業所へ女性登用の働きかけ</li> </ul>	
③男女の人権を尊重し女性の自立を支える支援の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭支援員の育成による家庭支援の強化</li> <li>●同じ悩みを持つ母親などが交流できる場の確保</li> <li>●貧困など生活上の困難に直面している男女や複合差別を受けている男女への支援</li> <li>●市民の生きる力、生活する力を喚起し、男女が共にいきいきと暮らしていけるよう支援</li> <li>●高齢者・障がい者の虐待防止の充実・強化</li> </ul>	
④職場等における男女平等の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内事業所への働きかけの強化</li> <li>●ワーク・ライフ・バランスの推進</li> <li>●女性をはじめ多くの人の多様な働き方に対応した支援体制の強化</li> </ul>	
⑤推進体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本市男女共同参画推進会議</li> <li>●橋本市男女共同参画推進会議幹事会</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
審議会等における女性の割合			
女性委員ゼロの審議会等の割合			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

・  
・

■ 関連する個別計画

◆ 橋本市男女共同参画計画

## ■現状

- ・近年、少子化・核家族化・地域のつながりが希薄化により、妊娠・出産や、子育てへの不安や負担が増加しています。また、子育ての仕方がわからない、子どもにどう接したらよいかわからないと訴える保護者も増加しています。さらに、ひとり親家庭、ステップファミリーが増加し、また、DV・虐待等の課題のある家庭が増加しています。
- ・子どもたちには、発達に課題のある子ども、自分を抑えられず問題行動を繰り返す子ども、学校に来づらい子ども、学力低位の子ども、虐待の被害にあっている子ども、保護者の養育に問題のある子ども、家庭で生活することが困難な子どもなど、支援を必要とする子どもたちが増えています。
- ・保育園、幼稚園、こども園では、計画的な整備と質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行っています。

## ■今後の課題

- ・若い世代の保護者が、子育ての相談や遊び場が気軽に受けられる地域の子育て拠点支援センターの充実が求められます。また、橋本市子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）の役割にも明記しているように、産前・産後の早い時期からのきめこまやかな支援体制の構築、相談窓口の一本化と明確化、子育て支援のための地域づくりなど子育て支援の機能を強化していく必要があります。安心して、妊娠・出産ができるように、育児休暇の保障や、父親の育児休暇に対する理解、時短勤務など、状況に応じて子育てに時間が費やせるような、職場の雰囲気と福利の充実が重要です。
- ・園児数の減少に伴って教育・保育における集団性を確保することが困難となってきたこと、また、共働き世帯の増加により、保育の必要性のある子どもが増加していく傾向にあり、0歳児・1歳児の受け入れの拡大または新設が必要となってきました。

## ■10年後の目指す姿

橋本市子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）を核とした乳幼児期から将来を見通した支援体制づくりを構築することで、早期からの支援が可能となり、安心して子育てできる環境づくりが可能となります。また、より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行い、次代の社会を担う子どもたちを、地域をあげて支援していくことのできる社会の構築を目指します。

■ 施策の展開

①母子保健事業の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自己肯定感を育む、自分の気持ちや身体を大切にだけでなく、他者をも大切にするという、これから成人する中で人として大切なことを学校教育との連携の中で育てていきます</li> <li>●「妊娠の届出」には必ず保健師が対応し、様々な不安に対応すると共に、出産後も専門職による訪問やサービスの提供に繋げる等、産前産後の様々な支援を行います。</li> <li>●安心して子育てができるよう各種健診、相談、教室・訪問などを通じて不安を解消し、子育てに関する情報の周知や仲間づくりに努めます。</li> <li>●子育て世代の保護者を孤立させないよう社会全体で子どもの健やかな成長を見守り安心して生み育てることができるような地域づくりを行政の関係課だけでなく関係機関とも連携して取り組みます。</li> </ul>	
②保育施設及び多様な保育サービスの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センターと地域の子育てサークルが連携し、子育てや親育ちの学びの場を拡大していきます。</li> <li>●認定こども園を整備します。</li> <li>●市民のニーズに対応した小規模の子ども園等を整備します。</li> <li>●0歳児・1歳児の保育受入れ枠の新設・拡充を図ります。</li> <li>●発達支援保育の充実を図ります。</li> </ul>	
③安心して子育てできる支援体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で親子を孤立させないよう、民生委員や母子保健推進員等と連携し、子育て教室の開催や訪問活動の充実を図ります。</li> <li>●子育て支援センターと地区公民館や児童館が連携し、地域の同世代の親や、世代を超えた人々が交流する機会を設け、地域のつながりを育て、地域コミュニティ作りを推進します。</li> <li>●児童の養育が一時的に困難な場合に利用できる制度を充実します。</li> <li>●乳幼児から児童を対象に、幅広い相談に的確に対応し、切れ目のない支援を行う橋本市子育て世代包括支援センター(ハートブリッジ)を目指し、その機能充実に努めます。</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
子育て支援センター参加実績(世帯数)			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・行政、事業法人等がそれぞれの役割を分担し、関係機関と連携を図りながら、子育て支援センターの運営にあたる

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市子ども・子育て支援事業計画書

## ■現状

- ・橋本市では、すべての子どもたちの豊かな発達を保障することを目指していますが、近年、出生数が減少しているにもかかわらず、支援を必要とする子どもの数が増えています。発達面で支援を必要とする場合は、健康診査や教室、相談を通じて、子どもや保護者の状況を把握し、関係機関との連携により、児童発達支援事業や各園での発達支援保育につなげている。また、保護者自身に、精神疾患、養育能力が低い等の課題があり、支援が必要となる場合もあります。子育てをめぐっては、行政だけでなく、地域にある様々な機関が支援するようになっていますが、どこに相談すればよいかわかりにくい状況があります。
- ・国の児童虐待相談対応件数は10万件を超え、その件数は年々増加しています。当市においても、平成28年度末の要対協登録者数は250ケースにのぼっています。平成29年度より市町村が児童に対する必要な支援を行うための拠点整備に努めることが規定され、一義的な児童相談や子育てで支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致が新設されました。
- ・経済的支援を必要とするひとり親家庭も増加傾向にあり、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなくてはならない現状において、雇用や賃金等による格差の影響を受けています。

## ■今後の課題

- ・子どもの障がいや発達のつまずきを保護者が受容する際には、精神的に大きく揺れる保護者も少なくありません。保健師・のびのび教室スタッフ・発達相談員・家庭児童相談員・医療機関・園・学校・教育委員会・要対協など関係機関がより一層連携を密にして対応していく必要があります。
- ・療育が必要な子どもたちが適切な時期に適切な支援を受けることが出来るよう、たんぼぼ園（児童発達支援事業）及びこども園、保育園、幼稚園での発達支援保育の充実が必要です。
- ・すべての要保護・要支援家庭に対して適切な対応・支援が実現されるよう、教育と福祉の連携のあり方、子育て世代包括支援センターの役割体制の確立に併せ、市町村子ども家庭総合支援拠点（仮称）の設置、役割と体制強化についても検討を行い、市民や関係機関にわかりやすい支援体制の構築に取り組む必要があります。
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減として、引き続き、児童手当や子どもの医療費助成制度の充実や就業のための子育て・生活支援の充実が必要です。

## ■10年後の目指す姿

- ・子どもや女性、障がいのある方等社会的弱者の人権が守られる。すべての子どもたちが心身ともにすこやかに成長していけるよう、発達支援事業が充実している。
- ・児童虐待に至る前に教育福祉の連携等により防止され、こども達が健やかに成長することができる。
- ・児童虐待を発見した場合、速やかに適切な対応を行い、根絶を図ることができる。

■ 施策の展開

①発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子保健、・児童福祉・学校教育・障害者（児）分野にまたがる子どもの障がいの早期発見、早期対応（保育・教育）、障がい受容と制度利用について、保健・医療・福祉・教育等の関係課・機関が連携し支援体制のネットワーク作りの充実に努めます。</li> </ul>	
②児童虐待防止の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども家庭支援に求められる専門性が維持できる相談体制を強化します。</li> <li>●子ども家庭総合支援拠点（仮称）を設置します。</li> <li>●教育福祉の連携体制を整備します。</li> </ul>	
③子育て家庭の経済的負担の軽減	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●就業と子育てを両立できる支援の検討</li> <li>●安定した就労につなげるためにも、受給できる手当や給付金、貸付等の制度の紹介。</li> <li>●求職活動の支援はもとより、資格取得や講座受講の情報提供や、援助機関へつなげます。</li> <li>●ハートブリッジなどで悩みを話せる場や相談窓口の紹介などの支援。</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

児童発達支援センター、児童発達支援事業所、民生児童委員・主任児童委員、母子保健推進委員、各団体、ボランティアが子どもの健全な発達・成長のために支援・協力している。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市子ども子育て支援事業計画
- ◆ 橋本市教育大綱
- ◆ 橋本市福祉計画

## ■現状

近年、共働き家庭やひとり親家庭、核家族化、また女性の社会進出に伴い、保護者が子育てに専念することが難しくなっています。また、地域における人のつながりも希薄になってきています。こうした社会背景に、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる相手がない、協力を求められる人がいない等の理由で、子育ての負担や不安を一人で抱えている保護者が増えています。

このような中で、課題や願いを共有しあい、人々の出会いとつながりを大切にしながら学校の活力と地域の活力をともに高めていけるような「実践的な学びの拠点を」根付かせる取組みのもと、地域の力を学校に、学校の学びを地域に広げる「共育コミュニティ」づくりを推進し、地区公民館が設置されている地域ごとに「共育コミュニティ」を立上げ、地域と学校の願いを調整する「共育コーディネーター」を配置し、地域の活性化をはかっています。

## ■今後の課題

家庭が子どもにとって安心できる居場所となるよう家庭支援の充実や家庭に居場所を見いだせないでいる子供たちの居場所づくり等、学校だけでは解決できない課題解決にむけて地域の力を活用するコミュニティづくりを行い、保育・教育機関も含め、地域が一体となって子育てのできる環境を構築していく必要があります。

また、虐待、学力不振、不登校など複雑化する子育てにおける貧困の連鎖が深刻化する中で、教育相談や教育福祉連携による支援が最大限に発揮できる体制づくりや具体的な支援につなげるシステムの構築が必要となっています。

## ■10年後の目指す姿

子どもの豊かな成長のために、地域の様々な知識や多彩な経験を持つ人々の援助を活用し、学校を核とした協働の取り組みを通じて地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る。地域、家庭、学校そして行政が連携、協働することで、子どもと大人のつながりやふれあいを深められる地域づくりを目指している。

■ 施策の展開

① 地域・家庭・学校の連携を育む	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての学校の学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールを実現します。</li> <li>●地域の教育力を活かすために、学校開放に努めます。</li> <li>●子どもの健やかな成長に向けて「橋本市スマホ宣言」を推進します。</li> </ul>	
② 共育コミュニティの推進	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●共育コミュニティ本部未設置の地域について、地域の実情を踏まえた活動内容を検討し、関係団体と協議し設置を推進していく。学校・地域と目標や未来像を共有し、持続的な活動が確立できるよう支援体制をつくります。</li> <li>●共育コーディネーターの資質向上のための研修を充実させます。</li> <li>●共育コミュニティについての情報発信を行い、学校・地域が連携・協働し社会全体で子どもたちの成長を支えていく共育コミュニティの活動への参画を求めます。</li> </ul>	
③ 教育福祉の連携	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの貧困に関する実態調査を実施します。実態調査から生活困窮の家庭の保護者や子どもたちの困り感、不安感を明らかにし、虐待や長期欠席（不登校）、非行、学力不振、いじめ等の現代的な課題に、子どもたちが出会わぬよう予防するシステム、また、出会ったのちの対応を効果的に行うシステムづくりに努めます。</li> <li>●子育てのことで心配なことがあれば必ず相談できる体制作り。地域に6箇所ある子育て支援センターや『ハートブリッジ（子育て世代包括支援センター）』を含め、関係するすべての機関が必要な場所に相談者を誘導できるような支援体制をつくります。</li> <li>●貧困の連鎖を防ぐために、「子ども食堂」、「学習支援」や「登校支援」など関係課・関係機関が連携してモデル事業として必要な地域から取り組んでいくとともに、福祉と学校、地域の人材による支援体制づくりを進めます。</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
共育コミュニティの設置（地区）			
学校プラットフォーム化の実施校数			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・学校を核とした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。
- ・地域と一体になって子どもを育てることで、学校の総合的な教育力を高めます。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市生涯学習推進計画

**■現状**

- ・市では「人が学びあい、共に育むまちづくり」を基本理念に、教科指導と特別活動を含む生徒指導を両輪として学校教育に取り組んでいます。教科指導では学力向上に向け、子どもの主体的な学びを大切に授業改善、特別活動では人権教育、態度教育を重点目標に、基本的な生活習慣の確立、いじめのない学校作りを目指した取組を進めています。
- ・共働き家庭やひとり親家庭、核家族が増加していることから、保護者が子育てに専念することが難しくなっており、従来は家庭で行われてきていた保育が、保育・教育機関に期待されることが多く、また、家庭において基本的な保育を行うべき時期に、必要以上の早期教育を行い、基本的な保育が疎かになってしまう場合が見られています。

**■今後の課題**

- ・学力向上に向けたさらなる授業改善と、道徳の年間指導計画の見直し、評価のあり方等教科化に向け取り組んでいくことが課題です。
- ・誰もが安心して学校生活が送れるよう互いに認め合い尊重しあう、いじめのない学校づくり、また家庭が子どもにとって安心できる居場所となるよう家庭支援の充実、学校だけでは解決できない課題解決にむけて地域の力を活用するコミュニティづくりが急がれています。
- ・保育・教育機関においては、子どもに対する教育だけではなく、子育てに不安を抱えている保護者、に対する支援も行うことで、保護者の不安解消や家庭の保育・教育環境の改善に努めます。
- ・乳幼児期に培うべき力を明らかにし、子どもにとってより良い保育・教育が行われるよう、保育・教育機関と保護者間において共通理解を図ります。

**■10年後の目指す姿**

安心・安全な環境で主体的な学びを提供できる学校がつくられているとともに、園、学校、地域、行政等の関係機関が連携して、保護者の子育て不安や相談に対応できる仕組みを構築され、地域ぐるみで子どもの育ちを見守るコミュニティが実現されています。

■ 施策の展開

①豊かな心を育てる	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関が連携して、家庭支援を推進します。</li> <li>●家庭や学校、地域での人権意識の高揚に努めます。</li> <li>●態度教育を推進し、道徳性を育てます。</li> </ul>	
②多様な学びと健やかな体を育む	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎学力を基盤として、主体性のある学びを推進します。</li> <li>●外部人材を活用した、多様性・共同性の学びを推進します。</li> <li>●読書活動の推進に向けて環境を整えます。</li> </ul>	
③安全で良好な教育環境の確保	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集の場としての図書館機能の充実を図ります。</li> <li>●様々な年齢性別の利用者満足度の向上を目指すとともに、だれもが読書に親しめる環境づくりとして、高齢者や障がいのある方へのサービスの充実を図ります。</li> <li>●子どもや市民の読書活動を推進するため「おはなし会」や「読書会」の開催など本にふれるきっかけづくりをします。小中学校をはじめ子ども園・保育園等と連携し読書の支援を行います。</li> <li>●図書館ボランティア活動の支援や、関連機関と連携した主催行事の充実を図るなど、生涯学習の活用場としての利用を促進します。</li> </ul>	
④幼児保育・教育の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・保育サービスの質（と量）の確保を図ります。</li> <li>●関係機関との連携をもった家庭の子育て支援を行います。</li> <li>●児童発達支援の充実を図ります。</li> <li>●関係機関の連携</li> </ul>	
⑤障がい児教育の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい（発達障害を含む）への理解を啓発します。</li> <li>●個々の障がい児への支援を行います。</li> </ul>	
⑥ふるさと教育の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふるさと橋本学の活用</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
学校運営協議会の設置 (コミュニティスクールの導入)			
安心・安全で豊かに学べる学校の実現 (学校に行くことが楽しいと答えた割合)			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・子どもを仲立ちにした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていく。

■ 関連する個別計画



## ■現状

- ・「橋本市生涯学習推進計画」に掲げる3つの基本方針に基づき、「人が育ちあう共育のまちづくり」を基本理念として生涯学習を推進しています。
- ・地域での人間関係の希薄化を解消するべく、公民館・児童館・図書館などで、親子で楽しめる事業や学びの場の提供をしています。
- ・地域で活躍する社会教育関係団体等を活かす仕組み作りや、地域の中で人と人をつなぐ人材の発掘や育成の体制構築も必要です。
- ・市民の身近な社会教育施設として、公民館、図書館、児童館、郷土史料館などがあげられるが、特定の人だけが集う場にならないよう、様々な年代の学びの場となるような、それぞれの特色を活かした工夫が必要です。
- ・橋本市民大学いきいき学園、ふるさと再見市民講座等の市民のニーズに沿った教室・講座を開催しているが、年々希望者が増加しているのに対し、会場のキャパシティが限られているため多くの希望者が抽選に漏れ受講できないと言った状況が生じています。
- ・様々な公民館活動を展開しているが、各事業ともマンネリ化してきている傾向があり、参加者についてもここ数年は伸び悩んでいます。

## ■今後の課題

- ・乳幼児から高齢者まで、様々な年代が集える場づくりと情報発信が必要です。
- ・社会教育施設や学校と地域が連携できるシステム作りが必要です。
- ・地域で活動をしている人材や団体を活かせる場の提供に努めます。
- ・市民との協働を進めるなどの方法により、各講座の内容を充実させるとともに幅広い世代に様々な活動の機会を提供していくことが必要です。

## ■10年後の目指す姿

様々な年代の人が集い、学び合える場作りを推進するとともに、子ども達の育ちを地域で見守り、家庭・学校・地域が連携しながら共に育ち合えるまちづくりを目指します。

■ 施策の展開

①生涯学習推進体制の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地区公民館が位置する地区に共育コミュニティを立ち上げ、共育コーディネーターを配置し、学校・家庭・地域が一体となって地域の活性化を推進します。</li> <li>●地域の課題について、子どもも大人も自ら考え課題について議論し合える場を設けます。</li> <li>●学校教育及び社会教育の両面においてE S Dを推進し、持続可能な社会づくりの担い手を育てます。</li> </ul>	
②生涯学習活動の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政の各機関が連携しながら地域づくりを推進します。</li> <li>●社会教育施設等で様々な年代が集える場や事業を展開します。</li> <li>●生涯学習活動の場や事業の情報収集をし、広報やLINEを使って周知します。</li> <li>●市民の学習ニーズに沿った教室・講座の開催に努めます。</li> <li>●サークル間の交流促進を通じ活動の活性化を図り、学習成果の発表機会の提供に努める。</li> </ul>	
③図書サービスの充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集の場としての図書館機能の充実を図ります。</li> <li>●様々な年齢性別の利用者満足度の向上を目指すとともに、だれもが読書に親しめる環境づくりとして、高齢者や障がいのある方へのサービスの充実を図ります。</li> <li>●子どもや市民の読書活動を推進するため「おはなし会」や「読書会」の開催など本にふれるきっかけづくりをします。小中学校をはじめ子ども園・保育園等と連携し読書の支援を行います。</li> <li>●図書館ボランティア活動の支援や、関連機関と連携した主催行事の充実を図るなど、生涯学習の活用場としての利用を促進します。</li> </ul>	
④公民館活動の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地区公民館等を活動の核として、地域リーダーの育成や地域コミュニティにかかる情報発信を支援することでコミュニティ力の向上を図ります。</li> <li>●イベントの開催など、地域の主体的な交流活動に対する支援体制並びに館主催事業の充実に努めます。</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
各公民館の年間利用者数			
各公民館に属するサークル数			
貸出冊数			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・子どもを仲立ちにした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていく。
- ・地域と一体になって子どもを育てることで、学校の総合的な教育力を高める。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市生涯学習推進計画

## ■現状

- ・全国的に少子高齢化が問題となっているが、本市も例外ではない状況であり、子供から高齢者まで市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに取り組めるような環境作りが求められている。
- ・スポーツ施設については、利用者が安心安全に利用出来ることが基本となるが、施設の老朽化が目立ってきており、今後どのように維持して行くかが大きな問題となっている。
- ・幅広い世代において、スポーツを楽しむ交流を図ることによって、人と人とのつながりや、地域の活力となることから、毎年橋本市民総合体育大会や橋本マラソンを開催し地域間交流等に大きな役割を担っている。しかしながら、現状では参加者数が思うほど伸びていない。

## ■今後の課題

- ・スポーツの実施機会の提供だけでなく、運動に関する様々な情報提供を発信していく必要がある。
- ・スポーツ施設の老朽化が問題となっている中、今まで以上に施設の点検・整備が必要となっており、財政状況を踏まえた上で、ニーズに応じて施設の改修を検討していく必要があります。
- ・橋本マラソンについては、市職員だけでなく、橋本市スポーツ推進委員、橋本市体育協会、橋本市スポーツ少年団、市民ボランティアなどの協力のもと開催されており、ランナーとスタッフが共に安心して参加出来る運営体制を構築していく必要があります。

## ■10年後の目指す姿

生涯にわたって健康的な生活を営むことが出来るよう、年齢や性別、障がいの有無に係わらず、市民の誰もがいつでも、いつまでも、個々の状況に応じて運動やスポーツに親しむことが出来るスポーツコミュニティが実現されています。また、スポーツをする人、見る人、支える人など、スポーツに係わる全ての人達が交流を深めることが出来る環境が作られています。

■ 施策の展開

①生涯スポーツ活動の振興	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種団体や地域のスポーツサークルに対し、スポーツをする環境を提供するなど、活動の支援をおこないます。</li> <li>●市体育協会などのスポーツ関係団体と連携を深めるとともに、高齢者、障がい者のスポーツ振興や健康づくりに関して、市の関係各課と連携をとるなど、スポーツをするための組織体制の構築を図ります。</li> </ul>	
②スポーツ施設の充実	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ活動の推進にあたり、安全で利用しやすいスポーツ施設の充実が必要不可欠となるが、利用者の安全性および快適性の維持をメインに点検業務を強化し、事後保全とならないよう、予防保全を心がけ、スポーツを実施する環境整備をおこないます。</li> </ul>	
③スポーツを活かした交流・イベントの推進	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年開催している橋本市民総合体育大会や橋本マラソンについては、市民交流に大きな役割を担っており、一人でも多くの方に参加してもらえよう、参加者の拡大を図ります。</li> <li>●子供から高齢者までが一緒になって楽しめるスポーツイベントを開催し、世代を越えた市民交流を図ります。</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
橋本マラソン参加申込者数			
橋本マラソンボランティア数			
社会体育施設利用者数			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・年齢や障がいに関係なく、市民の誰もがスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努める。
- ・スポーツを通じて、市民から来街者まで一人でも多くの方に橋本市の魅力をわかってもらえるよう努める。
- ・スポーツに携わる全ての人達が交流を深めることが出来る組織づくりの構築に努める。

■ 関連する個別計画

- ◆橋本市スポーツ推進計画

## ■現状

- ・橋本市内の国指定文化財は近年まで国宝の人物画像鏡と重要文化財の利生護国寺本堂の2件であったが、平成26年1月に旧高野口尋常高等小学校校舎が重要文化財に指定、また翌平成27年10月には高野参詣道黒河道が国史跡に指定、さらに高野参詣道黒河道は平成28年10月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録され、人類の遺産として世界に認められる存在となりました。
- ・橋本市は高野山麓に位置するとともに、早くから奈良・大坂・和歌山への交通がひらかれ文化が伝播していたことから、県指定文化財や市指定文化財等も数多く存在します。
- ・文化財の保存・展示・研究施設として橋本市郷土資料館とあさもよし歴史館を設置し、文化財の公開や講座・体験教室等の事業を実施しています。橋本市郷土資料館は昭和48年、あさもよし歴史館は昭和51年建設の建物を使用しており、耐震非対応施設であることや老朽化が目立っていることから、今後の施設利用が危惧されています。収蔵資料の増加もあり、所蔵資料の記録化、情報化を進めていく必要があります。
- ・名誉市民について、その業績を郷土の誇りとして後世に伝えていくため、市や関係団体で継承を行なっています。

## ■今後の課題

- ・橋本市管内の指定文化財の件数は着実に増加している。また、発掘調査による出土品の増加、地域住民からの寄贈により資料が増え、文化財を保存する各施設は収蔵能力を越える状況となっている。文化財の調査、整理、施設の充実が急務となります。
- ・文化財や過去の偉人について理解することは地域を理解することであり、地域の歴史についての積極的な情報発信や、後世に伝えていく取組みを行える体制づくりが必須の課題です。
- ・地域の歴史文化を基本とし、新たな文化創造につなげていくことが必要です。

## ■10年後の目指す姿

文化財を保護するに止まらず、文化財や偉人について正しく理解することで地域の歴史を理解し、地域に誇りと愛着を持つ人を育て、「橋本に住んでよかった」と感じる人が増えています。

■ 施策の展開

①青少年の健全育成活動の充実・交流の促進	新規
<ul style="list-style-type: none"> <li>●黒河道の保全と整備の推進。</li> <li>●黒河道を知り、利用するための情報の発信の充実。</li> </ul>	
②文化財の保全と活用の推進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の調査とそれを理解するための資料の充実。</li> <li>●文化財を理解するための展示・講座・体験教室等の開催。</li> <li>●文化財理解のための体制と施設の充実。</li> </ul>	
③偉人の顕彰	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>●数学者 岡潔の顕彰</li> <li>●名誉市民を顕彰・継承していくためのイベント・広報の実施</li> <li>●</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
指定・登録文化財件数			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

---



---

■ 関連する個別計画

---

◆

---

**文化芸術の振興と国際交流の推進**

【中央公民館】【社会教育課】【政策企画室】

**■現状**

- ・個性豊かな地域づくりを進めていくため、市民においては、価値観の多様化などから文化・芸術活動へのニーズも多様化している。こうした中、本市においては、文化・芸術にふれあう機会の確保や文化活動団体等への活動支援に取り組む必要があります。
- ・ボーダレス化やグローバリゼーションの進展のなかで、国際社会の発展や安定に寄与する人材の育成が求められている中で、本市においては、国際理解を通じて、国際性豊かな人づくりや、外国人が住みやすい地域づくりを進めるとともに、友好都市・姉妹都市との交流を深める必要があります。

**■今後の課題**

- ・個性豊かな地域づくり、人づくりを進めるうえで、文化・芸術・学習活動に積極的に取り組む場の提供を支援することが必要。
- ・地域の歴史文化を基本とし、新たな文化創造につなげていくことが必要。
- ・国際理解や国際意識の醸成を図るため、友好都市の中国山東省泰安市や友好都市の米国カリフォルニア州ロナ・パーク市との交流を今後更に進めていきます。

**■10年後の目指す姿**

地域の個性的な文化を活かした市民の文化・芸術活動が、多様な担い手によって成されているとともに、友好都市や姉妹都市との交流が活発に行われることにより、心の豊かな視野の広い国際感覚、異文化への理解をもった、地域の個性が活きる文化の創造がなされている。

■ 施策の展開

①文化芸術活動に接する機会の充実	継続
●質の高い文化芸術を享受する機会の拡大や、地域資源や人材を活かした活動の促進などにより、人と人との交流を広げ、まちの活性化を図ります。	
②国際交流・国際協力の推進	継続
●橋本市国際親善協会と協働で国際交流・国際協力の推進を図ります。	
③市民の文化芸術活動の支援の充実	継続
●文化芸術の振興を図るため、市民の文化・芸術活動への支援を行います。	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
指定・登録文化財件数			
橋本市国際親善協会会員数			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

・行政と橋本市国際親善協会・橋本ユネスコ協会等と一丸となって協働で取組む。

■ 関連する個別計画



**■現状**

- ・子どもたちが団体活動を通じて、仲間づくりや社会の一員としての自覚を高められるよう、地域や学校と連携を深めながら、子どもの自主性を活かした組織の活動を支援したり、青少年の相互交流や豊かな心を育むため、学校施設やスポーツ施設等を利用し、趣味や学習、スポーツ等青少年の自主的なサークル活動を支援しています。青少年の非行問題数は減少傾向にあるが、ネット上のいじめやトラブルは増加・悪質化の傾向が強まっている。このような現状から、「橋本市こどもスマホ宣言」を市長から宣言した。
- ・また、要保護対策児童等の支援や情報共有については、要保護対策児童協議会事務局を中心に各関係機関との連携は、近年より進んだと思われるが、ぐ犯少年等の支援や居場所作り、情報共有については依然課題があります。地域ごとで活動していた単位青年団の衰退と、単位子ども会の団体数の減少、並びに単位子ども会への加入率の減少等により、地縁的な繋がり希薄化が顕著となり、現在地域の教育力が低下しつつあります。

**■今後の課題**

- ・青少年の健全育成のため、地域や学校の連携を更に深めていけるよう、行政としてサポートしていきます。
- ・ネットモラルの普及に取り組んでいるが、「橋本市こどもスマホ宣言」の周知など、啓発活動に力を入れなければならない。
- ・要保護対策児童等の支援については、学校警察青少年センター連絡協議会等を有効活用し、情報共有のあり方、支援のあり方を一層探っていく必要があります。
- ・立ち直り支援については、一定の成果を上げてはいるものの、これは、立ち直り支援を必要とする少年・少女のごく一部であり、すべての少年・少女が立ち直れるよう今後も、できる限りの取組を続けていく必要がある。
- ・地域の教育力が低下しつつある昨今、地域で活躍するリーダーや次世代を担う人材の育成が今後の課題となってきています。

**■10年後の目指す姿**

- ・地域、学校、家庭が一丸となった青少年活動の支援。
  - ・青少年非行の未然防止活動を実施することにより、青少年非行が少しでも少なくなる社会を目指します。
  - ・学校・関係機関と連携し、青少年の問題行動への対応を充実させることにより、少年・少女の立ち直りがスムーズに行くような取組を目指します。
- 「地域の子どもは地域で育てる。」

■ 施策の展開

① 青少年の健全育成活動の充実・交流の促進	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講習会や研修会等を通じて青少年の健全育成活動の充実と交流の促進を図ります。</li> <li>● 補導件数が増加する長期休業中の補導活動を強化します。</li> <li>● 学校警察青少年センター連絡協議会等を有効活用し、情報共有を図ります。</li> <li>● 万引き防止、電車マナーアップ、ネットマナー等の啓発を充実します。</li> </ul>	
② 相談・指導体制の充実(立ち直り支援の充実)	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年の真情を吐露することの出来る場を提供し、精神的な安定を図ります。</li> <li>● 青少年の不安等を緩和するため、電話・メールでの相談について広報等で周知を図ります。</li> </ul>	
③ 環境浄化活動の実施	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内4駅に設置の「やぎの箱」により有害図書等の回収を進めます。</li> <li>● たばこの小売店、ゲームセンター、カラオケ店へ立ち入り調査し、啓発を行います。</li> </ul>	
④ 青少年の健全育成に関わる人材の育成	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 橋本市青少年育成市民会議と協働で青少年健全育成に関わる人材を育成します。</li> </ul>	

■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
青少年健全育成に係る 講習会・研修会の実施数			
非行防止活動（見回り活動）の実施			
橋本市青少年育成市民会議加盟数			

■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

青少年補導員や教職員との夜間並びに昼間の街頭補導の実施による非行や犯罪の防止に努める。

■ 関連する個別計画

- ◆ 橋本市生涯学習推進計画

## ■現状

- ・多様化・複雑化する地域の課題や市民ニーズに行政だけで対応していくことが困難な状況下で、災害への備えや地域の高齢者やこどもの見守り等、多様な分野において地域コミュニティの重要性が再認識されており、これまで以上に市民主体による地域づくりが重要となっています。
- ・市民活動サポートセンターを中心として、個人ボランティアや公益的な市民活動団体等の支援を行い、市民活動の活性化を図っていますが、支援制度の周知や活動しやすい仕組みづくりが必要です。

## ■今後の課題

- ・地域コミュニティの活性化のため、市民活動をより一層支援し、また人材の活用をすすめる必要があります。
- ・地域コミュニティ形成のため新たな住民等に区・自治会への加入を促進するため、区・自治会への参加するメリットなど広報する必要があります。
- ・地域コミュニティを維持していくため、人材育成を図る必要があります、幅広い世代の交流機会の拡充が課題です。

## ■10年後の目指す姿

地域コミュニティが活性化され、多くの市民が地域まちづくり活動に主体的に参画することで、多様な主体による「協働によるまちづくり」が進められています。

## ■ 施策の展開

① 市民活動の支援	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団塊世代を含めて、市民の知識や経験、技能を市民活動に活かしていくため、活動する個人・団体の情報の収集・発信と事業の周知を図ることにより市民力の活用を進めます。</li> <li>● 市民の活動より一層活性化するため、市民活動サポートセンターを中心とした支援体制を推進します。</li> </ul>	
② 地域コミュニティ活動の活性化	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地区公民館等を活動の核として、地域リーダーの育成や地域コミュニティにかかる情報発信を支援することでコミュニティ力の向上を図る。</li> <li>● 一人暮らしの高齢者の見守り活動やイベントの開催など、地域の主体的な交流活動に対する相談・支援体制の充実に努める。</li> <li>● 区・自治会は災害時などに地域における共助の果たす役割が大きいいため、地域コミュニティの重要性の認識を高め、転入時、市窓口での案内や開発事業者等に協力を働きかけ、市民の区・自治会への加入を促進します。また、地域の区・自治会活動を市全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、区・自治会間の連携を促進します。</li> </ul>	

## ■ 10年後の目指すべき目標値

指標名	現状値 (H28)	中間値 (H33)	目標値 (H39)
ボランティア団体数			
自治会加入率			
市民ボランティア登録者数			
行政サービスの市民満足度			

## ■ 市民・団体・事業者などの取組の方向

- ・ 市政の担い手としての役割を認識し、自分自身の持つ知識や技能・経験・生活の知恵を地域づくりに活かす。
- ・ 橋本市区長連合会や理事会を通して、区・自治会と情報交換を行うことで、区・自治会相互の連携強化を図る。また、和歌山県自治会連絡協議会に参加し、他市町村と連携を図る。
- ・ 市民一人ひとりが地域への意識を高め、地域でできることは地域で行う。
- ・ 事業者の持つ資源や技術を活かして、市民だけではできない取組を支援する。
- ・ 社会貢献活動へ参加しやすい職場環境を作る。
- ・ 団体の持つ情報の和を地域づくりに活かすとともに、他の団体やNPO等の活動に関心をもち、連携して取り組む。協働の基本指針

## ■ 関連する個別計画

- ◆ 協働の基本指針